

## 「公益信託に関する法律施行令（案）」等に関する意見募集結果について（案）

※本資料は第4回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会資料として作成されたものであり、研究会での御議論等を踏まえて適宜更新を行い、最終的には政令・内閣府令・合同命令の公布の際に意見募集結果を公表させていただきます。

内閣府公益法人行政担当室

公益信託に関する法律施行令（案）等につきましては、令和7年4月16日から5月15日までの間、国民の皆様から御意見を募集したところ、計115件の御意見を頂きました。

頂いた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※なお、「御意見に対する内閣府の考え方」内において以下用語については略称で記載しております。

- ・公益信託法…公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）
- ・公益認定法…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
- ・施行令案……公益信託に関する法律施行令案
- ・整備政令案…公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案
- ・内閣府令案…公益信託に関する法律施行規則案
- ・合同命令案…公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令案
- ・認定規則案…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案
- ・整備規則案…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案
- ・公益信託ガイドライン…今後制定予定の「公益信託等ガイドライン」

(通し番号)	御意見	御意見に対する内閣府の 考え方
通し 1	<p>1. 公益信託に関する法律施行令（案）に関する意見 No. 1（第 1 条第 3 号～第 5 号）</p> <p>「特別の利益を与えてはいけない者の範囲」について、施行準備研究会（第 3 回）資料 1・p8 では「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が社会通念等から判断して合理性を欠く経済的な利益の供与その他の優遇に当たるかであり、公益信託事務の具体的な内容等に基づいて個別に判断していくことが相当である。たとえば、利益を受ける者の選定過程が公平であり、透明性が確保されているなど、不特定かつ多数の者が平等に受益の機会が与えられている場合などには、これに該当しないものと考えられる。」とあるが、この考え方を、今後制定されるガイドラインに落とし込んでいただきたい。</p>	<p>御意見も踏まえ、ガイドラインにおいて明記する方向で検討します。</p>
通し 2	<p>1. 公益信託に関する法律施行令 （第 3 条 公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業）</p> <p>法 8 条 7 号は、公益信託認可基準として受託者の公益信託事務において、公益信託の社会的信用を維持する上で好ましくない事業（不適切事業）を行わないものであることを規定し、政令 3 条はその具体的内容を規定する。従って、法の趣旨としてあくまで受託者の公益信託事務を対象とし、固有事業を対象とするものでないことは承知しているが、固有事業でかかる不適切事業を行っている者が公益信託事務を行うことが認められることには一般感覚として、著しく違和感を抱く。法の施行後 5 年以内を目途とする見直しの際の検討事項として取り上げることを提案する。</p>	<p>将来の法律見直しについての御意見であり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、公益信託の受託者の固有業務に法令違反が認められる場合には、公益信託事務を適切に処理するために必要な技術的能力を有しているか確認し、必要に応じ監督上の措置を行うことも想定され、現時点に</p>

		<p>において、現行制度に問題があるとは考えておりません。</p>
<p>通し 3</p>	<p>●公益信託に関する法律施行令案（政令）について</p> <p>1. 日本における非営利・公益の法人格には様々な種類があるが、広く多様な活動・事業を対象としているものには公益法人制度と特定非営利活動法人制度の2種類がある。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）における特定非営利活動は現在20種類が別表で定められており、その中でも1998年の制度創設当初から存在する分野で公益法人制度に無いものが「第十九号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（以下、「中間支援」と略す）である。中間支援を活動分野として定款で定めている団体はNPO法人全体の約5割（2025年3月末時点の全NPO法人49,492件中23,589件）に上っており、法制定後27年を経て全国・都道府県・市区町村等の地域別だけでなく福祉・環境・こども・スポーツ・文化等の分野別の組織など、非常に重層的で多様な支援組織が活躍しており、このことはNPO法人のみならず、日本社会における社会貢献活動の促進や寄付文化の醸成などに大きく寄与している。</p> <p>これらの中間支援組織の存在はNPO法人に留まらず、今日では政府・自治体の政策等でも注目・重視され法制度整備や予算措置（例として、こども家庭庁：「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」、内閣府 地方創生：「関係人口創出・拡大のための対流促進事業」、内閣府 防災：「災害中間支援組織」、農林水産省：「農村型地域運営組織（農村RMO）の推進」、環境省：「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」「自治体等への脱炭素施策実行支援に向けた中間支援体制のあり方検討」等々）も進んでいる。</p> <p>こうした中間支援活動は新公益信託制度においても多くの取り組みが期待でき</p>	<p>別表の規定は、公益法人認定法の別表と同じですが、現時点で、およそ公益と考えられる事業目的は全て網羅されていると考えています。まちづくりに携わる法人や中間支援を行う法人等も公益法人として認められており、都道府県からも特段の問題があるとの御意見は頂いておらず、政令において項目を追加する必要があるとは認識しておりません。また、様々な公益事務・公益目的事業が認められることについては、HP等における情報開示を充実することにより、従来以上に明らかになると考えています。</p>

	<p>るところであり、むしろ、従来から存在するいわゆる「助成型公益信託（NPO等への助成金や学生・研究者への奨学金支給を公益信託事務とするもの）」のうち、NPO等への助成を行うものはその多くが中間支援を活動分野として行うものとも言える。したがって、法別表における「二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの」として NPO 法と同様の定めを政令によって定め、中間支援活動を明確に位置付けるべきである。</p>	
通し 4	<p>公益信託規則第 1 条は、法第 4 条第 2 項第 4 号（「定めなければならない」という規定）を受けています。規則第 1 条の事項には 9 号までの必要的記載事項と 10 号以降の「あっては」という表記による相対的記載事項が混じっていますが、法第 4 条第 2 項第 4 号（「定めなければならない」という規定）との関係でいえば、信託契約書において、相対的記載事項に関する事項がない場合であっても、相対的記載事項については「ない」ということも定める必要があるということでしょうか？</p>	<p>府令案第 1 条第 10 号から 14 号については、当該行為等を行う場合に、信託行為（信託契約書等）に記載がなければならない事項であるところ、当該行為等を行わない場合には、「ない」旨を記載する必要はありません。</p>
通し 5	<p>ア. 公益信託規則第 1 条 十三号 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては当該機関の名称職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、1 選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法</p> <p>とありますが、「不可欠なもの」としての判断は、委託者及び受託者間で行われ、実際に設置するか否かは任意という理解でよろしいのでしょうか？公益認定法の「不可欠特定財産」の決め方も法人サイドが決定できることから、当事者間で決定すべきものと考えます。</p>	<p>公益信託の適正な運営のために不可欠な合議制の機関について必要な事項が信託行為に記載されていない場合には、公益事務該当性が否定され、又は公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものとは認められないこととなります。</p> <p>どのような場合に不可欠なものとなるかについては、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えていま</p>

		す。
<p>通し6</p>	<p>I. 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令案 以下、府令と略す。</p> <p>[該当条文]      第一条「信託行為において定める事項」</p> <p>[意見]      信託行為にここまで詳細に規定させることは適切でない。</p> <p>[理由]      公益法人、特に公益財団法人の定款にもこのような詳細な規定を求めておらず、公益信託に於いては、信託行為ではなく、認可申請書・添付書類において必要な事項を求めるべきではないか。申請書に基づき認可の判断をすべきであり、信託行為に詳細な規定の要請は現実的でない（特に委託者が病気の時、遺言による時等を考慮すると）と思われる。</p>	<p>信託行為の記載は、受託者の裁量等の幅について委託者の意思を示し、寄附者その他の幅広いステークホルダーに対して明らかにするとともに、行政庁が公益認可基準の適合性を判断する上で重要です。</p> <p>理事会等法令に定められたガバナンスを前提に幅広い自治（法人の経営判断）が認められる公益法人と異なり、公益信託においては、信託行為の定めにより、受託者の裁量の範囲を明確にすることがあるものと考えます。</p> <p>また、受託者のガバナンスは区々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法（仕組み）、信託管理人の職務等を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定されます。逆に、それらが詳細に記載されていない場合は、受託者の裁量の幅が大きく、信託管理人に</p>

		<p>よる監督に係る職務は拡充されていないものとして、受託者に求めるガバナンスが大きくなると言えます。</p> <p>以上を踏まえ、公益信託全体としてどのような形で必要なガバナンスを確保するかについては、委託者等の判断を尊重することとし、一律に、詳細な記載を求めることは考えていません。</p> <p>また、遺言等の場合には、「その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項（公益信託法第7条第2項第5号）」として必要な補充を行うことも想定しており、御懸念は当たらないものと考えています。</p>
<p>通し7</p>	<p>1. 施行規則第1条第3号</p> <p>施行規則第1条第3号に規定され、様式第一号に記載が求められている「公益事務を行う区域」についてであるが、当該公益信託が海外での公益活動を行う場合（例えば、都道府県Aに主たる事務所を構えるNPO法人（受託者）が海外に学校を建設することを目的とした公益信託を設定する場合）にはその行政庁はどこになるのか？なお、海外で公益目的事業を行う公益法人の場合、行政庁は内閣府と現状整理されていると理解している。様式第一号では「公益事務を行う都道府県の区域」を記載して申請する事になるが、公益事務を行う区域が都道府県に留まらない場合</p>	<p>行政庁は、公益信託法第3条の規定に基づき、「公益事務を2以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの」に該当するか否かにより判断されます。海外で事務を行う場合も含め、その具体的な考え方にガイドラインで明記するようにいたします。</p>

	(海外等)の記載方法についても触れられるべきではないだろうか？	
通し8	<p>[該当条文]            第一条第八号「信託管理人の職務に関する事項」</p> <p>[意見]            信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無く、具体的にどのような職務内容まで信託行為の定めを認めるか。            信託管理人の職務としての「同意」「承認」「合意」の判断基準は、「信託目的」に照らして十分な善管注意義務等の義務を受託者が果たしているかの監督人の視点で判断するという理解でよいか確認したい。</p> <p>[理由]            「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」(以下、研究会と記述)第3回資料2—2 逐条説明の p33 第2節公益信託認可の基準第5条「信託管理人の監督能力」に於いて、「このため、信託管理人の職務および権限については、信託行為において明らかにされている必要がある」と記載されている。信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無いと思われるため。</p>	<p>(前段に対する回答)            信託管理人の役割の重要性を鑑み、その職務については、信託行為において明らかにされるべき事項であると考えています。            一方、公益信託事務の内容や受託者の能力に応じて、信託管理人に求められる職務内容は異なると考えており、一律に詳細な記載を求めることは考えておりません。            その上で、信託行為に記載を求める内容等については、ガイドラインにおいて明らかにすることを考えています。            後段について、その趣旨は明らかではありませんが、信託管理人は、法令及び信託行為に従い、その職務を執行し、権限を行使する必要があります。</p>
通し9	<p>[該当条文]            第一条第十二号「公益信託事務の一部を第三者に委託する場合(略)にあつては、その信託事務の」「委託先又は選定に係る基準及び手続並びに公益信託事務の内容」</p>	<p>(コメント1・2に対する回答)            信託行為の記載は、受託者の裁量等の幅について委託者の意思を示</p>

	<p>及び 同条第十三号「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては」「当該機関の…職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」</p> <p>[意見]</p> <p>(コメント1)</p> <p>このような規定は公益法人には見当たらず、公益信託はガバナンスが弱いと一律に決めることは問題である。</p> <p>そのため、「その適正な運営のために必要な」、12号に関しては「委託先、その公益信託事務の内容について」、また、13号に関しては「合議制の機関について」、</p> <p>「内容等を決める当事者又は機関の指定及びその手続きを定めることができる。」とすることに依り、「必要な当該事象が発生した場合、行政庁に速やかに届出る旨」でよいのではないか。</p> <p>[理由]</p> <p>遺言による信託行為の場合（遺言執行者等利害関係者が相続開始時の公益事務状況に応じて適切に対応（補足書など）できるよう）、また公益事務を取り巻く環境変化に機敏に対処できるよう（都度変更認可申請が必要となるのは事務負担であるので）にすべきである。</p> <p>細かく決めすぎることは、公益法人ガバナンスの事後チェック方式と逆であり、整合的でないのではないか。</p>	<p>し、寄附者その他の幅広いステークホルダーに対して明らかにするとともに、行政庁が公益認可基準の適合性を判断する上で重要です。</p> <p>理事会等法令に定められたガバナンスを前提に幅広い自治（法人の経営判断）が認められる公益法人と異なり、公益信託においては、信託行為の定めにより、受託者の裁量の範囲を明確にすることがあるものと考えます。</p> <p>また、受託者のガバナンスは区々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法（仕組み）、信託管理人の職務等を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定されます。逆に、それらが詳細に記載されていない場合は、受託者の裁量の幅が大きく、信託管理人による監督に係る職務は拡充されていないものとして、受託者に求めるガバナンスが大きくなると言えます。</p>
--	---	--

	<p>[該当条文]</p> <p>同上</p> <p>第一条第十二号 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合（次に掲げるものを委託する場合を除く。）にあつては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容</p> <p>イ 信託財産の保存行為に係る事務</p> <p>ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務</p> <p>ハ 公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有する事務</p> <p>同条第十三号 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあつては、以下、略</p> <p>[意見]</p> <p>（コメント2）</p> <p>第12号に関して、「（次に掲げるものを委託する場合を除く。）」項目に、以下を追加することをお願いしたい。</p> <p>ニ 「公益事務の性質を変えない範囲内において、その推進または改善を目的とする事務」</p> <p>第13号に関して、「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあつて」の「不可欠」の定義が、拡大解釈されることなく、かつ、予見可能性が高いように、ガイドライン等で明示して頂きたい。</p> <p>[理由]</p> <p>第12号の第3者委託と第13号の運営委員会の規定に依る信託行為への記載については、公益信託をもっと柔軟に活用出来るよう、信託行為記載は任意とするか、</p>	<p>このように、公益信託のガバナンスがさまざまであることを前提に、その公益信託事務の内容や受託者のガバナンス等に応じて府令第1条第12号・第13号に係る記載を信託行為に置くことを求めるものであり、公益信託はガバナンスが弱いと一律に決めて詳細な記載を求めるものではありません。</p> <p>その上で、第12号については、受託者が公益信託事務を処理するところ、イ～ロ以外の業務を第三者に委託することについては、その選定基準等を信託行為に定めることが必要と考えております。その際、例えば、受託者のガバナンスが一定程度確保されているような場合には、信託行為に記載する「委託する公益信託事務の内容」について、委託者の意思を尊重し、「信託管理人が承認した事項」とするなど簡便な記載で足りるとすることも含め、ガイドラインにおいて考え方を明らかにした</p>
--	--	---

	<p>最低限度に止めるべきではないか。</p> <p>例えば、受託者に依る実験を必要とする研究開発を公益事務とする公益信託の場合、トライ＆エラーを繰り返しつつ実験を進めるのであって、信託行為作成時点では予想もつかない、第三者への計算委託業務の発生や、異分野の専門家の関与（新たな別運営委員会の設置）が必要となる状況は想定される処、その都度、変更（追加）認可申請をしていたら、研究機関間競争に時間的に劣後してしまう等を危惧するものである。</p>	<p>いと考えています。</p> <p>府令案第1条第13号に関しては、受託者自身のガバナンスが十分ではないような場合等には、公益信託の適正な運営を確保する上で、合議制の機関は重要な役割を果たすと考えられることから、信託行為の記載事項とすべきと考えております。</p> <p>記載粒度について、信託会社など一定程度のガバナンスが確保されているような場合には、包括的な記載も許容されると考えています。その上で、「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとしての合議制の機関」と「不可欠なもの」に限定しています。その具体的内容については、ガイドラインにおいて明らかにすることを考えています。</p>
<p>通し 10</p>	<p><b>【各論】</b></p> <p>1. 信託行為において定める事項（公益信託に関する施行規則案第1条第13号）  受託者の経理的基礎及び技術的能力について（公益信託に関する施行規則案第4条）  信託管理人の監督能力について（公益信託に関する施行規則案第5条）</p>	<p>受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の管理能力等については、御意見も踏まえ、ガイドラインにおいてその考え方を明らかにしてまいります。</p>

	<p>公益事務の内容に照らして必要とされる、受託者の属性・執行能力（法人受託者の場合にはその内部管理態勢）と信託管理人の監督能力のバランスについては、今後ガイドラインにより明らかにされることを期待する。</p> <p>特に、受託者の固有財産基盤については、管理失当により信託財産に損害が生じた場合にそれを填補する裏付けとなることも踏まえ、実効的な認定基準を慎重に検討いただきたい。</p> <p>また、公益事務の内容に照らして必要とされる受託者の属性・執行能力に応じて、運営委員会（合議制の機関）の設置の要否について、認定にあたり適切に審査する旨を、今後ガイドラインにおいて明らかにされたい。</p> <p>なお、合議制の機関の構成員に対する報酬については、「報酬の額又はその算定方法」を示せば十分ではないかと考えられる。</p> <p>信託管理人については、監督の実効性の観点から、兼務負担についても考慮すべき旨を、今後ガイドラインにおいて明らかにされたい。</p>	<p>なお、合議制の機関の構成員に対して報酬を支給しない場合には、その旨を明らかにすることが適当と考えていることから、「当該構成員に対する報酬の有無」についても規定しているところであり、原案維持といたします。</p>
<p>通し 11</p>	<p>2. 施行規則第 1 条第 13 号</p> <p>施行規則第 1 条第 13 号において、合議制の機関を置く場合の基準として公益信託の適正な運営のために不可欠な場合とあるが、不可欠とされる基準はガイドラインで示されるのか？</p>	<p>施行規則第 1 条第 13 号に規定する「公益信託の適正な運営のために不可欠なもの」の考え方については、ガイドラインにおいてその考え方を明らかにしてまいります。</p>
<p>通し 12</p>	<p>[該当条文]</p> <p>第一条第十四号 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあっては、その旨及び当該行為の内容</p>	<p>（コメント 1・2 に対する回答）</p> <p>府令案第 1 条第 14 号の括弧書（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）につ</p>

	<p>(関連条文)：信託法 (利益相反行為の制限)</p> <p>第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。 中略</p> <p>四 略 その他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、 中略</p> <p>一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。 以下、略</p> <p>第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理とすることができる行為であってこれをしないことが信託の目的の達成に支障となるものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算ではしない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることができる。 中略</p> <p>一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算ですることを許容する旨の定めがあるとき。 以下略</p> <p>[意見] (コメント1)</p> <p>信託行為に具体的にある程度記載され、行政庁がその合理性を認可審査において認めるなら、その判断基準を、対外的に明らかにしなければ、信託管理人・委託者・国民にはわからない。すなわち、実務上、合理的であるか否かの行政庁の判断基準</p>	<p>いては、仮に信託の目的に照らして合理的に必要でない利益相反行為・競合行為について信託行為に定められた場合は、公益信託認可の基準である「特別の利益の供与」等（法第8条第5号又は第6号）に該当するおそれがあるものとして認可されないと考えられることから、当該括弧書きを削除いたします。</p> <p>なお、特別の利益等については、ガイドラインにおいて考え方を明らかにしたいと考えています。</p>
--	--	--

が見えない。事前に信託管理人に説明し承認を得るなどの定めも必要ではないだろうか。

また、このような単なる規定だけではトラブルが生じる可能性がある。行政庁の具体的なケースを考え方とともに明示すべきである。例えば公益法人制度のような事前承認等手続きなど。そうでなければ、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」ケースなどは、固有財産の債権者は信託財産を差し押さえできると判断するなど、分別管理・倒産隔離の制度が揺らいでしまう。

-----  
なお、公益法人への寄附、他の公益信託の受託者への寄附（法第8条第6号ただし書）について、任意的記載事項とするならば、定めがない場合はどのような場合でも取り扱うことを行政庁として認めるのか。相対的記載事項として、定めがなければ認めないとするか。届出事項でよいのか。委託者にとって想定外の事態が生じるのではないか。

[理由]

研究会第3回資料2—2のp11下から9行目では、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」を想定しているが、具体的なチェックを信託管理人の判断に任せることは適切ではないと考える。

また、信託管理人、委託者はどのような調査ができ、請求権を行使できるのか、また、第1条第8号の職務の定め方だけでなく求償方法は如何、このような規定だけでは見えてこない。

信託法の解釈では、競合する行為をする場合、信託を優先的に行う必要があり、受託者にはその立証が求められる。

	<p>[該当条文] 同上</p> <p>第一条第十四号 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあつては、その旨及び当該行為の内容</p> <p>[意見] （コメント2）</p> <p>同号の（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）とある処に、「及び受託者の固有事業」を追加し、（信託の目的及び受託者の固有事業の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）とすることを検討頂きたい。</p> <p>[理由]</p> <p>公益信託の受託者には、必要な技術的能力を有していることが求められることから、同種の事業を固有事業（固有財産を使う事業）として実施している場合が多いと考えられる。そのため、特に競合行為の可能性は十分考えられ、例えば、受託者が公益法人の場合、当該競合行為の可能性は、公益信託（公益事務）サイドからのみならず、当該公益法人の公益目的事業（固有事業）サイドからも同様である。したがって、後者の観点からの競合行為の限定も必要であり、信託行為に定めることが実務上簡便であり、行政庁対応上、必要であると考えられるため。</p>	
通し 13	<p>2. 公益信託に関する法律施行規則 （第1条 信託行為において定める事項）</p> <p>ここでは 15 項目を掲げるが、全体的に必ずしもその内容は詳細な記述を求めらるものでなく、信託行為が私人間の契約又は私人の単独行為であることの前提に立ち、認可に際し必要不可欠なものに限定し、法令に違反しない限り自由な記述を許</p>	<p>(1) 理事会等法令に定められたガバナンスを前提に幅広い自治（法人の経営判断）が認められる公益法人と異なり、公益信託においては、信託行</p>

	<p>容していただきたい。</p> <p>(1) 特に6号(受託者の職務に関する事項)、8号(信託管理人の職務に関する事項)は、職務内容を詳細に規定することを要求するものでなく、法の規律を引用する規定や、当該公益信託事務の内容に則した職務の要約を記述することなども許容していただきたい。</p> <p>(2) 12号(公益信託事務の一部を第三者に委託する場合)における選定基準、手続き、及び13号(合議制の機関を置く場合)における構成員の数、選任方法、任期、報酬の有無、算定方法等は、「別に定める規則」に規定することで足りるとしていただきたい。</p> <p>(3) 次に、14号であるが、公益信託において信託法31条第1項各号又は32条第1項に規定する利益相反に該当する取引が「合理的に必要と認められる場合」、その旨及び当該行為の内容を信託行為に規定することとされるが、果たしてどのような行為が公益信託事務において合理的理由とはどのような場合か例示していただきたい。公益信託財産の余裕金運用として信託銀行が自社を受託者とする合同運用金銭信託(元本保証付き)で運用することは現行公益信託では実際に広く行われているところであるが、この運用を合理的と考えるのか明らかにしていただきたい。また、その外に利益相反行為が合理的とされる場合としてどのような行為を想定しているのかご教示いただきたい。実際に発生したときに、信託管理人の承認を得るなどの手続きにより合理性を担保することで良いのではないかと、あらかじめ予測して信託行為に規定する事項ではないと思うがどうか。</p>	<p>為の定めにより、受託者の裁量の幅を明確にすることがあるものと考えます。</p> <p>また、受託者のガバナンスは区々であるところ、信託行為において受託者の公益事務の内容やその執行方法(仕組み)、信託管理人の職務等を細かく規定することにより公益性が確保されていると判断することも想定されます。逆に、それらが詳細に記載されていない場合は、受託者の裁量の幅が大きく、信託管理人による監督に係る職務は拡充されていないものとして、受託者に求めるガバナンスが大きくなると言えます。</p> <p>以上を踏まえ、公益信託全体としてどのような形で必要なガバナンスを確保するかについては、ご提案のような記載振りを含め、委託者等の判断を尊重することとし、一律に、詳細な記載を求めることは考えていません。</p> <p>(2)</p>
--	---	---

		<p>受託者が公益信託事務を処理するところ、第三者に委託する場合には、その委託先の適正性を含め受託者がしっかり監督すべきであると考えており、その基準等を信託行為に定めることが必要と考えます。この場合において、信託行為には、基本的な枠組みが明らかになっていれば足り、細部を含めてすべてを信託行為において定める必要があるとは考えていません。また、あらゆる委託を定めることも現実的ではないことなどから、規則を踏まえ、信託行為にどこまでの記載を求めるかの詳細については、ガイドラインにて明記することを予定しています。</p> <p>第13号(合議制の機関を置く場合)についても、受託者のガバナンス等を確保するために置く機関の在り方について、受託者の裁量で変更できるのは適切ではないことから、信託行為においてその具体的内容を定めることとしていますが、細部を</p>
--	--	---

		<p>含めあらゆることを信託行為に定める必要はないと考えており、規則を踏まえ、信託行為にどこまでの記載を求めるかについては、ガイドラインにおいて明らかにしていきたいと考えています。</p> <p>(3)</p> <p>府令案第1条第14号の括弧書  (信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場に限る。) については、仮に信託の目的に照らして合理的に必要でない利益相反行為・競合行為について信託行為に定められた場合は、公益信託認可の基準である「特別の利益の供与」等（法第8条第5号又は第6号）に該当するおそれがあるものとして認可されないと考えられることから、当該括弧書きを削除します。</p>
通し 14	2. 公益信託に関する法律施行規則（案）に関する意見 No. 2（第1条第9号）	御指摘のケースは、公益法人制度においても発生し得るが、公益法人

	<p>信託事務年度の定めは「一年を超えないものに限る」とされている。</p> <p>他方信託業法第 26 条第 3 項も同様の規定となっているが、「計算期間が信託の設定後最初の計算期間であって 2 年未満である場合」等には例外が認められている（信託業法施行規則第 36 条第 1 号）。</p> <p>公益信託について考える場合、例えば、令和 X 年 5 月 31 日に認可を受け設定された奨学金給付を目的とする公益信託が存在したとして、毎年 4 月～5 月に募集をし、6 月から給付を開始することとされていた場合、最初の 1 年間（令和 X 年 5 月 31 日～令和 X+1 年 5 月 30 日）は募集をかけられていないため給付を行うこともできず、公益事務割合のルールに抵触してしまう、というケースが想定され得る。</p> <p>このような事態を防ぐべく、信託業法施行規則第 36 条第 1 号と同様に、設定後最初の計算期間に限り、計算期間を 2 年未満とすることを許容すべきと考える。</p>	<p>制度において、監督上の措置は、公益法人の実情を十分に踏まえて行われており、やむを得ず生じたことが明らかなきに、機械的・形式的に監督上の措置を講じることはしておりません。</p> <p>公益信託においても同様の運用を想定していることから、原案を維持しますが、信託事務年度の初年度については御指摘の事情が発生し得ることを考慮して、ガイドラインでの明確化を含めて柔軟に対応することを検討しています。</p>
通し 15	<p>No. 3（第 1 条第 12 号）</p> <p>・「委託する公益信託事務の内容」の記載粒度について、信託行為時から詳細に規定することは困難であることから、「助成事業の募集、受け付け、審査資料作成」、「信託財産運用についての助言」など、“大項目”の記載で可としていただきたい。</p> <p>・また、その旨をガイドラインで明記いただきたい。</p>	<p>御意見も踏まえて検討し、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えています。</p>
通し 16	<p>No. 4（第 1 条第 14 号）</p> <p>同号では、信託行為において、信託法第 31 条第 1 項各号に定める利益相反行為を行う場合はその旨及び当該行為の内容を記載することを求めている。</p> <p>この点、信託銀行では、既存の公益信託契約において金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」）第 2 条第 1 項が準用する信託業法第 29 条第 3 項</p>	<p>信託業法の適用を受ける信託会社及び信託兼営金融機関が公益信託の受託者であれば、通知の時期については御理解のとおりです。</p>

	<p>の規定に従い、信託契約書に、通知に関する事項を規定している場合がある。</p> <p>新公益信託法第 33 項第 1 項による信託法第 31 条第 3 項但書、第 32 条第 3 項但書の適用排除とはかかわりなく、新公益信託法施行後も、(兼営法第 2 条第 1 項が準用する) 信託業法第 29 条第 3 項の規定に従った通知に関する信託行為の定めは引き続き許容されるとの理解でよいか。</p>	
<p>通し 17</p>	<p>●公益信託に関する法律施行規則案(規則案)について</p> <p>1. 【規則案第 1 条】</p> <p>◆(ア)「四 公益事務の内容」→「四 公益事務の種類及び内容」</p> <p>法第 7 条において認可では「公益事務の種類及び内容」が申請書への必須記載事項とされており、信託行為においても公益事務の種類を定める必要があるため。</p> <p>◆(イ)「公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項」→「公益信託の存続期間又は終了の事由を定めたときは、当該期間又は事由」</p> <p>法第 23 条において公益信託の終了が定められており、読替適用される信託法第 163 条第 1 項 9 号における終了事由として「信託行為において定めた事由が発生したとき。」も対象であるところ、信託行為に当該定めを設けた際にも対応するため。</p> <p>◆(ウ)「六 受託者の職務に関する事項」「八 信託管理人の職務に関する事項」</p> <p>不要</p> <p>受託者・信託管理人の職務については法・信託法にも十分な定めがあり、一律に全公益信託に対して信託行為での記載を義務付ける必要性は無い。せめて相対的記載事項にすべき。</p> <p>◆(エ)「七 公益信託事務の処理の方法に関する事項」</p> <p>「十二 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合(次に掲げるものを委託する場合を除く。)にあっては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る</p>	<p>(ア) 公益事務の種類については、受託者が信託行為に記載された公益事務の内容に基づき、法別表の各号から選択すれば足りるものと考えており、原案維持とします。</p> <p>(イ) 公益信託の認可に当たっては、存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれること(法第 8 条第 4 号)が認可基準とされており、存続期間を定める場合には重要な判断要素となることから相対的記載事項としております。</p> <p>(ウ) 受託者の裁量の幅や信託管理人による監督の範囲、密度については、委託者の意思を明確に示す上でも重要であるとともに、それらを前提に受託者の経理的基礎・技術的能力及び信託管理人の監督能力がどの</p>

	<p>基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容」</p> <p>「十三 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の名称、職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」</p> <p>「十四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあっては、その旨及び当該行為の内容」 不要又は七に統合</p> <p>実際に公益信託がスタート前である信託行為作成時点で、これらの点について詳細で具体的な定めを置くことは困難と想定される。したがって、規定する場合でも概括的な定めとせざるを得ないと思われ信託行為に盛り込むべきか疑問である。また本条に盛り込まれた項目は法 12 条において信託行為変更時に変更認可が必要になるため、制度上真に必要なものに限定すべきであり、削除もおしくは七号へ統合するなど申請者の負担軽減及び合理化を進めるべきだ。</p>	<p>十分であるか判断する必要があると考えており、原案維持とします。</p> <p>なお、例えば、受託者等に適切なガバナンスが確保されているような場合などに、委託者の意思で、受託者等の職務についての記載は概括的な記載とするような場合には、これを尊重することが適切であると考えており、ガイドラインにおいて考え方を明らかにしたいと考えます。</p> <p>（エ）公益信託事務の内容等に応じて公益認可基準の適合性を判断するためには、いずれも必要と考えております。</p> <p>また、委託者が予期しない形で受託者の判断で公益信託事務が執行されることは適切ではなく、信託行為において委託者の意思を明確にすることは重要であると考えています。</p>
<p>通し 18</p>	<p>[該当条文]</p> <p>（公益信託認可の申請）</p> <p>第二条</p> <p>[意見]</p>	<p>（コメント 1 について）</p> <p>限定責任信託は、その名称中に限定責任信託という文字を用いなければならない（信託法第 218 条第 1</p>

	<p>(コメント1)</p> <p>限定責任信託である旨を、信託行為の相対的記載事項として明確にすべきではないか。</p> <p>なお、公益信託法 33 条 3 項の読替え規定からすると、限定責任信託に係わる信託法 225 条以下、受託者が「給付可能額」を超えての給付の条項について、「空振り」つまり適用されないと解されているが、受託者の予算を超えた多額の給付・費用支出等（義務違反・帰責事由？存続を短くする）に対して信託管理人、行政庁はどのように求償等対処できるのか、解釈が不分明である。</p> <p>[理由]</p> <p>名称、目的、管理方法等の個々のために限定責任信託である旨を記載するとしても、取引相手方への明示義務も示すべきで、審査のための申請書に、どのような考え方によるか等記載すべきと思われるため。</p> <p>[該当条文]</p> <p>(公益信託認可の申請)</p> <p>第二条</p> <p>2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類</p> <p>イ 略</p> <p>ロ イに掲げる受託者以外の者 様式第二号により作成した当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書</p> <p>[意見]</p>	<p>項)とされているところ、公益信託の名称については、信託行為で定めなければならない(公益信託法第4条第1号)とされており、相対的記載事項として示す必要はありません。</p> <p>なお書きについて、御意見の趣旨は明らかではありませんが、信託管理人は、信託法第40条等の権限を適切に行使して対応する必要があると考えています。</p> <p>(コメント2について)</p> <p>受託者が個人である場合の固有の財産に関しては、受託者が破産手続開始の決定を受けたことは受託者の任務終了事由となることなどから公益信託事務の適正な処理に支障を及ぼし得ること、一般に、固有財産に関して破産状況にあるような個人・法人が他人の財産を管理するための公益信託事務を適正に処理できるとは考え難いことなどを踏まえ、認可基</p>
--	--	--

	<p>(コメント2)</p> <p>様式第二号はあまりに詳細過ぎるのではないか。</p> <p>反面、様式第二号レベルの情報でも経理的基礎の有無の判定は、困難（当該情報を見て、どのような基準（例えば、資産－負債が信託財産の〇倍以上、あるいは、有価証券でも金額だけで良く、日本国債なのか等の種別は問わないのか）で経理的基礎の有無を判定するのか。さらに、認可申請直近年度単年度で判定可能か。）ではないか。</p> <p>第1条第3項第1号で規定する「受託者（中略）の（中略）略歴を記載した書類」および同第7号で規定する「受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。）」および信託管理人の監督で充分ではないか。</p>	<p>準である受託者の経理的基礎の観点から、公益信託事務の処理に支障がない程度の財政基盤が必要となるものと考えております。また、自らの財産を適切に把握し、管理することは、適切な経理処理・情報開示の能力を示すものでもあります。そのため、申請書の添付書類として、受託者の固有財産の状況を行政庁が確認できることとしています。しかしながら、御意見も踏まえ、御提出いただく情報について、千円単位ではなく、百万円単位とする旨の修正を検討いたします。</p>
<p>通し 19</p>	<p>[該当条文]</p> <p>(公益信託認可の申請)</p> <p>第二条第3項第八号「第一項の規定に依る提出について、委託者（略）が承諾したことを証する書類」</p> <p>[意見]</p> <p>承諾したことを証する書類には、委託者のほか、信託管理人も必要ではないか。</p> <p>また、承諾文言の内容は不明であるが、申請する書類、添付書類のすべてが提示され、委託者のリスク等について説明が十分になされ納得している旨、またトラブ</p>	<p>本規定は、委託者の保護等の観点から、公益信託認可の申請の段階で、信託行為等も含めた申請書の内容が、委託者の意思に反しないものであることを確保するために委託者が承諾したことを証する書類の提出を求めるものです。信託管理人の保護等は必要ないと考えており、承諾</p>

	<p>ルが生じないよう誓約的な要素が重要ではないか。</p> <p>[理由]</p> <p>同府令案第2条第3項第2号には、「信託管理人となるべきものが就任を承諾したことを証する書類」は記載されているものの、公益信託認可申請書には、信託管理人に関する記載があり、第一項の規定に依る提出について、信託管理人の承諾が必要と思われるため。</p>	<p>書の提出は不要と考えています。</p> <p>なお、受託者は、委託者の属性（年齢・公益信託に対する理解度など）に応じて、公益信託の内容や受託者の裁量等について分かりやすく説明を行った上で、その承諾を得る必要があるところ、ガイドラインに明らかにするとともに、承諾書の様式等についても明らかにしたいと考えています。</p>
通し 20	<p>(第2条 公益信託認可の申請)</p> <p>(1) 2項3号口において法人、団体以外の者が受託者の場合、公益信託認可申請書に添付すべき書類として当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書(様式第2号)を規定するが、削除されたい。この様式によれば、個人の資産・負債の状況を財産目録にしたものであり、ここまで詳細な財産状況を認可申請において行政庁が捕捉する必要があるか甚だ疑問である。第3項1号で規定する略歴、本人確認書類及び3項7号で規定する滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書で充分と考える。</p> <p>(2) 2項8号で遺言による公益信託設定の場合「遺言執行者を含む」と規定されているが、遺言執行者のいない遺言では、受託者の申請行為について承諾する者を誰にするか、又は承諾書不要とするか、規定条文を修文していただきたい。</p>	<p>(1)</p> <p>債務超過を一定の基準とすることから、裏付けとなる書類として調書は求めるものの、公益事務の内容や個々の受託者の状況は考慮すること(安定的な職業に就く者へは求めない等)を想定しています。</p> <p>(2)</p> <p>遺言による公益信託については、信託取引の安全性及び安定性の観点から「遺言執行者」の関与を想定しています。</p>
通し 21	No.5 (第2条第2項第2号)	求める書類の内容は、公益事務の

	<p>「事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類」とはどのようなものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規認可申請の場合、添付書類である信託行為の案文に当初信託設定金額が記載されていれば、委託者の承諾書面と合わせて、予算がまかなえることが明らかであれば、別途の書類は不要と考える。</li> </ul> <p>つまり、当初信託設定金額以外の寄附金収入があることを前提とした予算としている場合のみ、予算の基礎となる事実を明らかにする書面を提出すると理解している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行認可の場合、前年度の公益信託の計算書類で予算がまかなえることが明らかであれば、別途の書類は不要と考える。</li> </ul>	<p>内容等に応じて異なり得ることから、確定的なお答えはできませんが、御提案のような状況であれば、収入に関して寄附金等に係る情報を提出いただく必要はないと考えられます。また、移行の場合であって、公益事務の内容が変わらないときは、一般的には、前年度の計算書類が提出されていれば、それ以外の書類を御提出いただく必要はないと考えられます。</p> <p>いずれにしましても、今後、必要な検討を行い、ガイドラインにおいて具体的内容を明らかにいたします。</p>
通し 22	<p>3. 施行規則第2条第2項第3号イ</p> <p>施行規則第2条第2項第3号イにおいて、法人その他の団体である受託者が行政庁に提出すべき書類として貸借対照表及び損益計算書と規定しているが、いつの時点のものか？「最終事業年度の」と追記すべきではないか？</p>	御指摘を踏まえ、修正いたします。
通し 23	<p>4. 施行規則第2条第2項第3号ロ</p> <p>施行規則第2条第2項第3号ロにおいて、法人その他の団体以外の者が行政庁に提出すべき書類として当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書と規定しているが、その受託者が何らかの会社・事業の経営権を保有する立場にある場合、その会社・事業についてどの程度開示・提出が必要と想定しているか？</p>	様式第二号に定める調書記載事項では、経理的基礎について判断することができない場合に、委託者の経営する会社等の情報について提出を求める可能性はありますが、個別具

		体的な事情に応じて情報を求める必要性・求める情報の内容等を精査する必要がある、現時点で具体的に想定しているものがあるわけではありません。
通し 24	<p>5. 施行規則第2条第2項第4号</p> <p>施行規則第2条第2項第4号において、行政庁に提出するものとして同第3号に掲げるもののほか、公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類としているが、例えばどのようなものを想定しているか？なお、第3回研究会で提示された資料において、「経理的基礎を説明する書類、具体的には寄付金収入、借入の予定がある場合はその額、受託者が信託財産を管理するのにあたってその能力・体制があるか、情報開示の適正性の記載を求めることが考えられる。」と説明があったが、今後、ガイドライン等で具体的に定められるのかお訊ねしたい。</p>	<p>施行規則第2条第2項第4号の資料としては、第3回研究会で提示した資料を想定していますが、具体的内容については、ガイドラインにおいて明らかにすることを考えています。</p>
通し 25	<p>No.6（第2条第3項第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託管理人について、「個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が『相当と認めるもの』』とはどのようなものと想定されているか。運転免許証の写し程度でよいのか、住民票、印鑑証明書等なのか。</li> <li>・個人番号カードの写しを使用する場合、個人番号はマスキング処理をすることを想定しているのか。</li> <li>・現在、殆どの主務官庁の公益信託引受許可基準においては、信託管理人について「本人であることを確認するに足りる書類」の提出を必要としていない。旧信託</li> </ul>	<p>（1ポツ目）</p> <p>受託者又は信託管理人が個人の場合の本人確認書類は、個人番号カードの他、運転免許証、パスポート、健康保険証等を想定していますが、具体的には、ガイドライン等において明記することを予定しています。</p> <p>（2ポツ目）</p> <p>御理解のとおりです。</p>

	<p>法の時点(2017年頃まで)では、印鑑証明書の添付を要する主務官庁もあったが、現在ではほとんどの主務官庁において提出不要であるため、少なくとも既存の公益信託が新法への移行申請を行うに際しては、同書類の提出に関し適用除外とされたい。</p>	<p>(3ポツ目)</p> <p>信託管理人の認可基準(法第8条第2号及び第3号)に適合すること及び欠格事由(法第9条第2号及び第4号)に該当しないことを確認する必要があることから、提出を求めする必要があります。</p>
通し 26	<p>6. 施行規則第2条第4項</p> <p>施行規則第2条第4項において、行政庁に対して提出する書面についてインターネット等のネットワークの利用を通じて公表している情報については、当該公表に係るホームページアドレスを記載した書類の提出で代替可能と規定しているが、ホームページでは情報の改定等があり得る。それについては、行政庁としてどう対応すべきか?</p>	<p>提出書類に記載されているホームページの情報改定等があり、当該ホームページアドレス以外に必要な情報が記載されている状況になった場合にどのような対応が必要になるかについてはガイドライン等でお示しすることを想定しております。</p>
通し 27	<p>7. 施行規則第2条第5項</p> <p>施行規則第2条第5項で規定される「当該一の公益信託の行政庁」についてであるが、「当該一の公益信託の行政庁」はどのように決められるのか?また、「当該一の公益信託の行政庁と他の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない」とあるが、具体的にどのような業務フローが想定されるのか?(事務負担軽減を念頭に、例えばシステム上の操作で必要な情報共有ができるようにするなどご対応いただきたい。)具体的な業務フローが想定されていない場合、2以上の公益信託を引き受ける受託者が行政庁に書類を提出する場合、かつ主たる行政庁が異なる場合、そ</p>	<p>「当該一の公益信託の行政庁」とは、例えば公益信託①の行政庁が内閣府であり、公益信託②の行政庁が都道府県Aである場合、公益信託①又は公益信託②に係る提出書類のうち、先に提出された書類の提出先である行政庁(内閣府又は都道府県A)を指します。</p> <p>その上で、具体的にどのような業</p>

	<p>それぞれの行政庁に受託者が書類を提出するフローにした方が効率的ではないか？</p>	<p>務フローで他の行政庁に書類を共有するのにかんづきましては、システムでの実現可能性も含めて今後検討してまいります。</p>
通し 28	<p>施行規則第 2 条第 5 項では複数の公益信託を受託する場合で、公益信託の行政庁が異なるときは、提出を受けた行政庁が他の行政庁に共有するとされているが、提出を受けた行政庁は、その都度、他の公益信託等を検索して共有する作業が必要となるのか。</p> <p>また、同規則第 2 条第 4 項では、一定の書類について、ホームページアドレスを記載した書類の提出をもってこれに代えることができるとされているが、行政庁が公表する際は、ホームページアドレスのみを公表することになるのか。それともホームページアドレスを記載したものを提出すれば、行政庁がホームページからダウンロードして PICTIS に登録して公表することになるのか。</p>	<p>(前段)</p> <p>受託者が複数の公益信託を受託する場合における受託者に関する同一の書類等の他の行政庁への共有については、システムでの実現可能性を含めて今後検討してまいります。</p> <p>(後段)</p> <p>具体的な運用については、今後検討してまいります。</p>
通し 29	<p>2. 【規則案第 2 条】</p> <p>◆ (ア)「二 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類」不要又は九に統合</p> <p>コロナ禍やウクライナ紛争、物価高騰・賃金上昇、各種自然災害等を例にあげるまでもなく、VUCA と言われる現在において先を見通すのが困難な時代背景がある。予算は予算であり、その「基礎となる事実」を求められれば、負荷が重い割に必要な性に乏しい書類作成負担を際限なく申請者に強いることになる。これらは一般的にも予算書に明細を付記すれば済む話であることから不要であり、どうしても認可判断に必要不可欠な場合にのみ「九 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類」の一環として、最低限最小限の範囲内で求めるべきである。</p>	<p>(ア) 当該規定については、例えば寄付金収入の見込みがある場合には、その算定根拠（大口拠出者の予定等）や、借入れを行う場合にはその予定等を示すことを想定しています。先を見通すことが困難であるからといって事業計画や予算に合理的な裏付けがなくて良い理由はなく、原案を維持します。</p> <p>(イ) 公益信託の受託者については、</p>

	<p>◆(イ)「三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類 イ 法人その他の団体である受託者 貸借対照表及び損益計算書」 「損益計算書」→「活動計算書」に改めた上で収支計算書や損益計算書等でも代替を可能とするような定めへ修正、「貸借対照表」についても同様 ※理由については総論2. を参照</p> <p>◆(ウ)「八 第一項の規定による提出について、委託者（信託法第三条第二号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。）が承諾したことを証する書類」不要 委託者—受託者間においては信託行為（契約）を定める際に双方の合意が図られていることから、改めての承諾は不要である。</p> <p>◆(エ)「九 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類」 本規定をもって認可時に申請者に過大な負担となる各種書類を求めることにならないよう十分留意すること。</p> <p>◆【参考】「事業」と「事務」概念の整理 なお、パブリックコメントの対象外で法律事項であるが、法においてはベースとなった公益認定法における『事業』という用語はほぼ『事務』に相当し言い換えられている一方で、法7条の認可申請では「事業計画書」や「収支予算書」との定義があり、本条ではなぜか「事業」概念が残る。この相違に何か含意があるのかが不明で違和感がある。これらは本来「(公益)信託事務計画書」「活動予算書」等に改められるべきではないだろうか。</p>	<p>公益法人、NPO 法人のほか、一般社団・財団法人、株式会社等様々な法人形態の受託者が想定されること、公益法人認定法令においても「損益計算書」を用いていることから、原案維持といたします。</p> <p>(ウ) 委託者の保護の観点からは、受託者は、委託者の属性（年齢・公益信託に対する理解度など）に応じて、公益信託の内容や受託者の裁量等について分かりやすく説明を行った上で、その承諾を得る必要があると考えており、承諾書は必要であると考えております。</p> <p>(エ) 御意見を踏まえ、ガイドラインにおいてその内容を明らかにしていきます。</p>
通し 30	(4) 府令第2条（公益信託認可の申請）(2)	当該規定についてはガイドライン

	<p>1) 申請書類 (2 項・3 項)</p> <p>「その他行政庁が必要と認める書類」を規定すると、提出書類がますます増えると考えられるが、拡大しない歯止めを検討して欲しい</p>	<p>でその内容を明らかにするとともに、法の施行後も、制度運用の中で、関係者と対話を行いつつ、書類の必要性について不断の見直しを行うことで、御懸念を払拭できるよう努めます。</p>
通し 31	<p>2) 事業計画及び予算の基礎となる事実を説明する書類 (2 項 2 号)</p> <p>事業計画や収支計画を基本的に尊重することを前提にした公益法人レベルでの必要書類にすべき。寄附計画の具体性・現実性や事業収入の現実性を強く問うことは、事業の独自性や革新性を阻害する</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドラインにおいて考え方を明らかにしてまいります。</p>
通し 32	<p>3) 受託者の固有財産における計算書類 (2 項 3 号)</p> <p>必要最低限度かつ単に債務超過だから不認可とはならないことを前提にすべき。個人に、源泉徴収票、財産に関する調書まで求めるべきではない</p> <p>なぜ受託者の資産を丸裸にするのか</p>	<p>債務超過であったとしても、収入の状況その他の実情に応じて、経理的基礎があると判断することもあると考えており、今後、ガイドラインにおいて考え方を明らかにしてまいります。</p> <p>なお、経理的基礎を確認する上で、調書は必要であると考えていますが、調書に記載すべき情報については、御指摘を踏まえ、簡素化の観点から、個人が受託者となる場合の様式第 2 号について、単位を千円単位から百万円単位とします。</p>

		源泉徴収票については、内閣府令において明示しておらず、原則として提出を求めることは考えておりません。
通し 33	4) その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(2項4号提出書類が出せており、かつそれを行政庁が公開する範囲を決めていくことで代替できるのではないか	御指摘の趣旨が明らかではありませんが、「その他経理的基礎を有する御ことを明らかにする書類」の具体的な内容については、申請者の負担も勘案して検討し、ガイドラインにおいて明らかにしてまいります。
通し 34	(5) 受託者の負担軽減等に関する検討状況 1) 信託銀行以外を含め、信託財産の規模・受託者の属性の違いに応じて提出書類を規定すべき。特に小規模信託については負担軽減を行える類型として確立すべきである。	多種多様な受託者、多種多様な公益事務内容がある中、内閣府令において細かく分類して規定することは、制度を複雑にし、また、整合性のある制度とすることが困難になると考えています。 また、公益信託事務の内容に関わらず、単純に規模が小さいことのみをもって、一律に提出書類の削減等を行うことは、必ずしも適切ではないと考えています。 小規模な公益信託の事務負担軽減等については、今後、ワークショップ

		を開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化（重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含む。）を検討したいと考えています。
通し 35	<p>2) オンライン申請</p> <p>「誓約書」「承諾書」など、書面提出を極力なくし、オンラインチェックにするべき。「書類」「書面」ではなく、虚偽があれば認可取消しを含め対応を取る事後規制化を行うべき</p> <p>公益法人インフォメーションで解決できる事務料を減らして欲しい</p>	DXの推進についての意見として承りました。DXについては、システムの整備等の課題があり、直ちに対応できないこともありますが、申請負担軽減に向け、取り組んでまいります。
通し 36	<p>(5)「様式第二号により作成した当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書」</p> <p>信託財産によって費用はすべて賄えるはず。それ以外に、個人が受託者になるのに、財務状況を全部細かに報告しないといけないのか？</p>	<p>個人が受託者である場合であっても、破産が切迫した状況にある者が適切に公益信託事務を処理することは困難であると考えられるため、原案維持とさせていただきます。</p> <p>なお、御意見も踏まえ、御提出いただく財務状況に関する情報については、記載の単位を千円単位ではなく、百万円単位とする旨の修正を検討いたします。</p>
通し 37	[該当条文]	現行の特定公益信託において「現

<p>(特定資産公益信託)</p> <p>第三条第2項「法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、次に掲げるものとする。」の第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」</p> <p>[意見]</p> <p>第3条第2項第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」の「その他これに準ずる方法」として、従来の特定期公益信託で認められていた現物の支給も認めるべきである。</p> <p>また、財源を金銭とする活動を前提に、強靱な地域振興・街づくりの小規模活動の促進が不可欠な現在において、給付事業による間接的な活動よりも、能動的直接的に機敏に自ら動く事業型に対して、事務手続きが簡素になる制度にすべきである。特定資産公益信託という、簡便な会計処理・財務情報を認めるのであれば、類似・相当の事業型（金銭募集・運用型）の信託も、同等程度の会計処理・情報開示とすることで、制度改正の趣旨が活かせると思う。</p> <p>[理由]</p> <p>「研究会第3回資料2-2のp25にも、第3条第2項第1号の末尾「その他これに準ずる方法」については、言及されていない。金銭の支給に代えて「その他これに準ずる方法」として、物・ノウハウ・施設貸与等の提供は、計算書類との関係（減価償却が問題に、また死蔵に繋がるような表現）で否定的なようである（研究会議事録p22）。</p> <p>これまでの特定期公益信託では、金銭に代わる現物の給付も認めており、制度改正は、簡便な運営をより活用させるはずが、さらに制限するもので、改正趣旨に反するのではないか。</p>	<p>物支給」とされているものは、実際には助成先から物品購入の際の請求書を受領し、信託財産から助成先の購入先に対して金銭で支払う等、信託財産に棚卸資産が含まれない仕組みとしているものがあると承知しています。このような仕組みについては金銭の支給に該当するものとして、特定資産公益信託でも可能なものと考えております。</p> <p>特定資産公益信託については、受け入れる財産の種類、公益信託事務の内容等から、信託財産が公益目的に活用されず長期間滞留することがないと考えられる類型として財務規律の適用が除外されており、また計算についても簡素化が許容されるものと考えております。「類似・相当の事業型（金銭募集・運用型）」の指すところが必ずしも明らかではございませんが、特定資産公益信託についての特例が同様に当てはまるものではないと考えます。</p>
---	--

	<p>また、金銭以外の物の給付が死蔵となるとは限定的である。計算書類を見れば指導はできる。翌年程度の棚卸品がなぜ、特定資産公益信託とは違うのか。公益法人と整合的でない。特定資産公益信託と同レベルの金銭財源の事業型にも、特定資産公益信託と同レベルの仕組みをとるべきである。</p>	<p>なお、今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化（重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含む。）を検討したいと考えているところ、御指摘の「類似・相当の事業型（金銭募集・運用型）」についても、具体的なニーズに応じて検討したいと考えています。</p>
<p>通し 38</p>	<p>（第 3 条 特定資産公益信託）</p> <p>(1) 1 項 1 号で特定資産公益信託の要件として寄付により受け入れた資産は、金銭に限定するが、委託者の出捐する信託財産は寄附ではなく信託であるから、この規定は適用されないと解してよいか。（公益信託に関する法律施行令案等の概要参考資料では信託を寄付と混同しているようだが）。</p> <p>(2) 寄附についても金銭に限らず同項 2 号に規定する債券等も含めていただきたい。</p> <p>(3) 1 項 2 号で特定資産公益信託の信託財産として認める財産のうちに、預金・国債等と並んで「合同運用金銭信託」を規定するが、合同運用金銭信託には信託銀行が元本保証をしない商品もあり得るので、元本保証商品に限定する本条の趣旨に立脚するならば、「元本保証のある合同運用金銭信託」とすべきである。</p> <p>(4) 2 項 1 号で、「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支</p>	<p>(1) 公益信託法では委託者から受託者への信託譲渡も「寄附」と整理しています。</p> <p>(2) (3) 特定資産公益信託は、既存公益信託のスムーズな移行を目的とした受け皿としての性格を有していることもあり、原則として、現行制度を踏まえた設計としており、原案のとおりといたします。</p> <p>(4) 既存の受託者からは、特定資産公益信託については、現金主義による計算書類作成について強い要望があ</p>

	<p>給その他これに準ずる方法」と規定するが、現行税制上の特定公益信託では物品の給付も認められており、特定資産公益信託でも物品給付も認めるべきである。</p> <p>(5) 2項2号で収入に相当する額を超える額を毎信託事務年度において支出する方法と規定している。これは収入増による財産の死蔵を防ぐ観点からガイドライン等において計算方法等を定めるようであるが、決め方によっては用途不特定財産規制と同様の規律となり得るので、そのようなガイドラインは定めないか、定めるにしても簡単な計算方法とされたい。</p>	<p>るところ、物品の給付を行う場合には、当該物品が不良在庫となる懸念や、会計において現金主義を適用することが難しくなることを踏まえて「金銭の支給その他これに準ずる方法」に限ることとしたものであり、原案維持といたします。</p> <p>(5)2項2号では単に、毎年度、「運用収入」を超える額の支出をすることについて、信託行為に定めることを求めているものです。</p>
<p>通し 39</p>	<p>ウ. 公益信託規則第四条に「法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎に係るものは次の各号のいずれにも該当することとする</p> <p>一 当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること」とあります。</p> <p>「確保されている」とはどのような状況を言うのでしょうか？また不認可の場合にはこの財産はどのようになるのでしょうか？公益信託申請の段階では、信託契約は成立しているのでしょうか？</p>	<p>府令第4条第1項1号の内容については、研究会資料2-2の28頁に記載した通りです。後段については、ご質問の趣旨が明らかではありませんが、公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（公益信託法第6条）とされています。</p>
<p>通し 40</p>	<p>[該当条文]</p> <p>(受託者の経理的基礎及び技術的能力)</p> <p>第四条</p> <p>2 法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに</p>	<p>定款に定める目的や事業は、法人の権利能力や行為能力の範囲を定めるもの（民法（明治29年法律第89号）第34条）であり、法人自治の根</p>

	<p>必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。</p> <p>[意見]</p> <p>公益法人が受託者になる場合、「適正な運営を確保する仕組み」として、当該法人の定款に公益信託の受託者になる旨の記述が必要か。それとも、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れば良いか。また、公益信託の受託者になった旨は、事業報告等で触れれば良く、定款記載は必要無いものとするが、確認したい。</p> <p>また、同じく公益法人が受託者になる場合で、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れない場合、公益信託認可申請と公益法人の変更申請を同時あるいは相前後して実施することになるが、両公益関連制度の相乗効果を期待する場合、例えば、行政庁に対し、公益信託認可申請時に附带的に公益法人の公益目的事業内容変更の、一括申請的な方策がありうるか、確認したい。</p>	<p>幹をなすものであるため、公益法人が受託者となる場合の定款上の記載については、一義的には当該公益法人において適切に判断すべきものであると考えますが、公益信託事務の内容や公益信託の引受が当該公益法人の定款上の目的や事業で読み取ることができればよいものと考えます。</p> <p>「公益信託の受託者になった旨は、事業報告等で触れれば良く、定款記載は必要無いものとする」について、御質問の趣旨が明らかではありませんが、公益法人が公益信託の受託者となった場合の公益法人の計算書類や事業報告への記載の在り方については、ガイドラインへの記載を含め、今後、検討したいと考えています。</p> <p>公益信託認可の申請と公益目的事業の変更認定申請との一括申請については、それぞれの申請に関する根拠法令が異なり、添付する書類も異</p>
--	---	---

		なることから、それぞれ申請いただくことになるものと考えます。なお、申請手続に係る負担軽減やユーザビリティの向上については、引き続き公益信託・公益法人両制度において取り組んでまいります。
通し 41	<p>(第 4 条 受託者の経理的基礎及び技術的能力)</p> <p>1 項 1 号で公益信託事務の安定的継続的処理に必要な信託財産及び固有財産の確保が要求されているが、固有財産の多寡は安定的、継続的な事務処理に直接関係するものでなく、削除すべきである。</p>	<p>受託者に破産、倒産又はそれに近い状態が生じた場合、適正な公益信託事務の遂行が妨げられる可能性が高いことから、安定的、継続的な公益信託事務の遂行に影響するものと考えています。</p>
通し 42	<p>3. 【規則案第 4 条】</p> <p>規則案第 4 条・第 5 条においては「安定的かつ継続的」との定めが 3 か所に盛り込まれており、特に第 4 条が「安定的かつ継続的」に必要な信託財産と固有財産を求めている点に関しては「様式案第二号（第二条第二項第三号口関係）」をそもそも「書式」ではなく「様式」として定めることの是非も含めた問題点と併せて、小規模公益信託や期間限定公益信託、多様な受託者の誕生を妨げ課題が多い。</p> <p>「一 当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること。」は削除すべきである。</p> <p>また「三 法第二十条第四項に規定する財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる体制が整備されていること。」もいわゆる情報</p>	<p>第一号について</p> <p>受託者が個人である場合の固有の財産に関しては、受託者が破産手続開始の決定を受けたことは受託者の任務終了事由となることなどから公益信託事務の適正な処理に支障を及ぼし得ること、一般に、固有財産に関して破産状況にあるような個人・法人が他人の財産を管理するための公益信託事務を適正に処理できるとは考え難いことなどを踏まえ、認可基</p>

	<p>公開（閲覧）規則・規程制定を指していると思うが、法が求めているのは閲覧請求への対応義務であり規則・規程制定を義務付けられているわけではない。本条では原案だと、いわゆる経理規程も事実上制定を義務付けられていると読める（「二 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること）。これらは法 7 条に定める認可書類には含まれないが事実上必須となる書類群（隠れ義務付け書類）であり、他の規則案等でも信託行為以外に様々な規程・書類の隠れ負担を課している。総論でも述べた通り、法及び政省令原案で求められている書類だけでも市民や NPO 等には過大な負担であり、こうした隠れ義務付け書類は無くすべきである。</p>	<p>準である受託者の経理的基礎の観点から、公益信託事務の処理に支障がない程度の財政基盤が必要となるものと考えております。また、自らの財産を適切に把握し、管理することは、適切な経理処理・情報開示の能力を示すものでもあります。そのため、申請書の添付書類として、受託者の固有財産の状況を行政庁が確認できることとしています。しかしながら、御意見も踏まえ、御提出いただく情報について、千円単位ではなく、百万円単位とする旨の修正を検討いたします。</p> <p>第三号について</p> <p>御指摘の趣旨は明らかではありませんが、公益法人の場合は、例えば、計算書類の作成に当たり、監事の監査、理事会の承認等の手続・体制が法令上明確にされていますが、公益信託の場合に係る計算書類の作成について、手続や体制は何ら整備されて</p>
--	--	--

		<p>いないことを踏まえて、当該規定を定めようとしているものであり、必要であると考えています（このほかの詳細については、研究会資料 2-2 の 27 頁～をご参照ください）。</p> <p>なお、認可基準適合性を判断するために、第 7 条等において必要書類を定めているのであり、隠れ義務付けとの批判は当たりません。</p>
通し 43	<p>(6) 府令案（受託者の経理的基礎及び技術的能力）第四条</p> <p>当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること。→信託財産は当然だが、固有財産はなぜ必要か？</p>	<p>公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するためには、公益信託事務に支障を与えないという観点から、信託財産だけではなく固有財産についても確認する必要があると考えられることから、原案維持といたします。</p>
通し 44	<p>4. 【規則案第 5 条】</p> <p>本条は信託管理人に関する定めであるが、上記の通りここでも「安定的かつ継続的」が盛り込まれている。先述の通り、この規定の拡大解釈により多様な人々・団体等の信託管理人への就任が阻害される恐れもあり、信託管理人については法・信託法の定めが必要十分であると考えるので、第 5 条自体がそもそも不要ではないか。</p>	<p>御指摘の趣旨は明らかではありませんが、規則案第 5 条第 2 号の趣旨は、研究会資料 2-2 の 34 頁に記載した通りであり、特に、委託者がいない場合に、監督を受ける立場にある受託者が新たな信託管理人を推薦す</p>

		<p>るような状況が生じれば、適切な信託管理人の信託管理人が選任が困難になるような可能性もあり、必要な規律であると考えています。</p>
<p>通し 45</p>	<p>[該当条文]</p> <p>(公益信託報酬の支払基準)</p> <p>第八条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(関連条文)</p> <p>(公益信託の認可基準)</p> <p>法第八条</p> <p>十一 公益信託報酬（公益信託に係る信託報酬（信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。）及び信託管理人の報酬（同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。）をいう。第十九条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。</p> <p>[意見]</p> <p>同条末尾の「公益信託報酬に含まれることとなる費用」に、事業費はもとより、管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別積算・直課出来ない、信託事務と固有事業（固有財産を使って実施している事業）に共通する費用の内の信託事務に係る費用も含まれると理解して良いか。</p>	<p>受託者は、信託財産から、公益信託事務に要した費用等の償還を受けることができる（信託法第 46 条）ほか、信託報酬（信託事務の対価として受託者が受ける財産上の利益）を受ける（信託法第 54 条・公益信託法第 19 条）ことができます。</p> <p>しかし、公益信託事務に係る人件費、光熱・通信費、賃料など、公益信託事務を遂行するために受託者が要した費用を詳細に切り分けて示すことは現実的に困難（受託者の競争上の利益を害する可能性を含む）な場合があることを踏まえると、公益信託事務に要した各種費用を公益信託報酬に含めることを許容することが適切であると考えられます。なお、一般的には信託財産から固有事業に係る費用を拠出することは信託法上許</p>

	<p>その場合、個別に積算することが困難であるが、例えば、同種固有事業の管理費割合等を用いて算定し、公益信託報酬に含め、かつ、当該公益信託報酬額を費用として計上することが許容されるか確認したい。</p> <p>なお、公益信託報酬に関連して、法第 8 条の第 11 号にある「不当に高額」とは何を基準として考えるのか定かではない処、ガイドラインで示すのか確認したい。</p> <p>[理由]</p> <p>事業型公益信託の場合、事業費はもとより管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別に積算・直課出来ない、公益信託事務と固有事業の双方に共通する費用（例えば光熱水道費等）の内の公益信託事務に係る費用が存在する。それらをどのように信託事務に係る費用として算定し、どのように信託事務に係る経費として計上するかが課題である処、公益信託報酬あるいは一般管理費として計上することが考えられる。本件は、その内の公益信託報酬に含めることが許容されるか否か等を確認するものである。</p>	<p>容されないものと考えられます</p> <p>一方で、信託財産から費用（信託法第 48 条）と信託報酬（54 条）の二重払いを回避する観点から、受託者が信託報酬として受領して負担するものを明確にする必要があり、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を明記することを求めています。</p> <p>また、信託報酬については、その中に費用に相当するものが含まれるとしても、配賦することが困難な費用として、そのすべてが管理費となります。</p> <p>「不当に高額」については、社会通念に照らして判断されることが想定されますが、予見可能性を高める等の観点から、ガイドラインにどのような記載が可能か、今後、検討いたします。</p>
<p>通し 46</p>	<p>（第 8 条 公益信託報酬の支払基準）</p> <p>ここでは「公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項」を公益信託報酬の支払い基準において定めることとされているが、費用でありながら費用とし</p>	<p>公益信託事務に係る人件費、光熱・通信費、賃料など、公益信託事務を遂行するために受託者が要した費用を</p>

	<p>て支出せず公益信託報酬に含める場合とはどのような費用を想定しているのか。公益信託事務を処理する者の人件費(100%従事する場合だけでなく固有事業に従事する時間との案分計算による人件費を含む)も費用として支出することについて、何か問題視しているのか。</p>	<p>詳細に切り分けて示すことは現実的に困難(受託者の競争上の利益を害する可能性を含む)な場合があることを踏まえると、各種費用を公益信託報酬に含めることを許容することが適切であると考えられます。</p> <p>一方で、信託財産から費用(信託法第48条)と信託報酬(54条)の二重払いを回避する観点から、受託者が信託報酬として受領して負担するものを明確にする必要があり、公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を明記することを求めています。</p>
<p>通し 47</p>	<p>No. 7 (第 8 条)</p> <p>①「公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項」について  内容が不明確ではないか。信託報酬の中に明確に含まれる個別の費用に限って記載することが考えられるが、そのようなものは信託報酬に含めず通常は費用として計上される。</p> <p>また、受託者の負担する費用を記載するという趣旨であるとすると、受託者が法人の場合はその損益計算書の細目だけの種類の費用があり、それを個別の公益信託に按分することはおよそ不可能である。</p> <p>②共同受託者間の信託報酬の開示</p>	<p>①信託財産から費用(信託法第48条)と信託報酬(54条)の二重払いを回避する観点から、受託者が信託報酬として受領して負担するものを明らかにするよう求めるものであり、個々の費用の具体的な額を記載することを求める趣旨ではありません。</p> <p>②共同受託における受託者間の信</p>

	<p>資産管理専門信託銀行との共同受託のように、複数の信託銀行による共同受託の場合で、信託行為に信託報酬の共同受託者間の配分方法について個別の信託行為により定めず、共同受託者間の別途の合意により公益信託の外側で配分することがある。このような場合、共同受託者間の信託報酬の配分方法を信託行為に定めたり、信託報酬の支払い基準として開示することができないため、このような開示を求めることにも反対する。</p>	<p>託報酬の配分については、「特別の利益の供与」や不当に高額な信託報酬に該当性の観点から、必要な透明性を確保するとともに、適切にチェックを行う必要があると考えています。開示に係る具体的内容については、御意見も踏まえて検討し、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えています。</p>
通し 48	<p>2. 公益信託報酬の支払基準について（公益信託に関する施行規則案第 8 条）</p> <p>公益信託法第 8 条第 11 号の「不当に高額なものとならないような支払基準」については、今後ガイドラインにより、基本的な考え方や、不当に高額と判断される例などを明らかにされることを期待する。</p> <p>正当な報酬は、民間による公益的活動の活性化に必要なものであり、報酬倒れにならない前提で、バランスの取れた柔軟な目線を検討いただきたい。</p>	<p>公益信託の適正な運営に向けた貴重な御意見として、検討してまいります。</p>
通し 49	<p>No. 8（第 9 条第 5 号）</p> <p>公益信託に関する法律第 8 条第 12 号の「他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産」として「信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利」が挙げられているが、この信託自体は「他の団体」に該当しないという理解でよいか。</p> <p>仮に該当する場合、委託者・受益者が単独である信託契約を公益信託の受託者として締結することは全て禁止されることになってしまう。</p>	<p>公益信託法 8 条 12 号の趣旨は、株式等の保有を通じて営利法人等に対して実質的な影響力を及ぼすことにより、営利法人等と同等の活動を行うことが可能となることを回避することにあります。同号に委任された内閣府令 9 条では公益信託の受託者</p>

	<p>本条項の趣旨は公益信託の受託者が公益信託の信託財産として信託受益権を保有することで会社その他の法人等の意思決定に関与することを防止する趣旨であると推測するが、そうであれば、よりわかりやすい表現であると有難い。</p> <p>また、第9条第5号は、株式等の第1号から第4号と第6号の権利を信託財産とし、委託者や受益者である公益信託の受託者が実質的にその議決権を行使できる場合に限るという理解でよいか。信託財産に第1号から第4号と第6号の権利が含まれる場合でも公益信託の受託者が意思決定に関与しない仕組みとなっている場合は「信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利」はないとされるべきである。</p>	<p>が保有する株式等を信託財産とする信託受益権を通じて営利法人等の意思決定に関与することを防止する観点から、第5号の権利を規定しています。</p>
通し 50	<p>8. 施行規則第10条第1項</p> <p>施行規則第10条第1項において、行政庁は新公益信託法第10条3号の規定に基づき公益信託認可をする際に警察庁長官等の意見聴取の前に行政庁自らにおいて公益信託について法第9条各号（欠格事由の有無）に該当するか否かの調査を行うものとするとしているが、どの程度の調査を想定しているか？現段階において行政庁では個人情報（例：グローバルな犯罪履歴のデータベース等）は所有していないので主体的な調査は限定的というのが現状である。リスク回避を担保する仕組み作りについて今後ガイドライン等で検討されていくのかお訊ねしたい。検討を予定されている場合は、行政庁側の判断基準も明確にいただけるとありがたい。</p>	<p>基本的に公益法人の認定時の手続きと同様の手続きを想定しています。公益認定等ガイドライン 107 頁を御参考ください。</p>
通し 51	<p>No.9（第11条第5号、第6号、第14条第2項第3号）</p> <p>第5号では「法第4条第2項各号に掲げるものの変更を除く」とされており、法第4条第2項4号のその他内閣府令で定める事項として、本内閣府令案第1条各号に定めるものの変更は軽微変更には該当しないこととなるため、信託行為の変更をする場合には、軽微変更には該当するものが事実上ほとんど存在しない。</p> <p>対応策としては、公益信託事務処理の方法等詳細などの軽微な事項は信託行為に記</p>	<p>軽微な変更と考えられる事例については、別途告示で定めることを検討しています。</p> <p>規則案第11条第6号に基づく内閣総理大臣の定めについては、今後、ガイドラインの検討と併せて検討を行</p>

	<p>載せず、別途受託者が定める実施要領等に委ねることが考えられるが、常にそのような手続きを踏まなければならないというのも迂遠であることから、信託行為に記載した事項でも、受託者が単独で変更できる事項（信託行為にその旨が記載されている場合または信託法第 149 条第 2 項第 2 号を公益信託法第 33 条により読み替える場合）については軽微変更とできるように、第 6 号の告示事項とするなどの対応をしていただきたい。</p> <p>※信託法第 149 条第 2 項第 2 号は「信託目的に反しないこと及び信託目的の達成のために必要であること」と読み替えられる</p> <p>なお、第 14 条第 2 項第 3 号は合意を要さない信託の変更については適用されないことも合わせて確認したい。</p>	<p>い、制度開始前には告示を定めるとともに、法施行後においても、実態を踏まえて内容の追加等を行っていくことを想定しています。</p> <p>合意を要さない信託の変更については、御理解のとおりです。</p>
通し 52	<p>1) 公益信託に関する法律施行規則案 11 条 6 号</p> <p>「内閣総理大臣が定めるもの」については今回のパブコメでは告示案は示されていないようですが、施行時には告示は定められない予定でしょうか。</p>	<p>規則案第 11 条第 6 号に基づく内閣総理大臣の定めについては、今後、ガイドラインの検討と併せて検討を行い、制度開始前には告示を定めるとともに、法施行後においても、実態を踏まえて内容の追加等を行っていくことを想定しています。</p>
通し 53	<p>イ. 公益信託規則第十六条 「この節及び第三節の用語の解釈及び規定の適用に関しては一般に公正妥当と認められる公益信託の会計の慣行を斟酌しなければならない」は</p> <p>一般社団法人法第百十九条「一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」と異なっております。「慣行に従うものとする」と「慣行を斟酌しなければならない」との違いは何でしょ</p>	<p>公益信託についても、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする（信託法第 13 条）」とされており、その上で、公益認定規則第 14 条の規定と同様に、財務規律等に係る規定の適用・解釈に当たって</p>

	<p>うか？</p> <p>なお、研究会においては、「限定責任信託に置かれたような規律の内容について公益信託一般にかける形」という事務局の提案に対して、研究会内では賛否が分かれていたと思います。そればかりではなく、その理由も「一般債権者の保護」が理由として挙げられているだけであり、すべての公益信託に「一般債権者」が存在しているわけでもなく、このことをもって、「限定責任信託に置かれたような規律の内容について公益信託一般にかける形」とするのは、たいへんな論理の飛躍があると考えます。他国でも広く認められている現金主義を含めて、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として許容すべきと思います。なお、海外の議論については、公益信託も含めた会計の国際会計スタンダードを議論している IFR4NP0 の議論が全く反映されておらず、大変憂慮しております。</p>	<p>御指摘の規定をおいているものです。</p> <p>受託者が作成する計算書類の在り方について、私益信託については、受益者等の関係者が合意すればよいですが、公益信託については、寄付者、信託事務の対象者（受給者等）、国民、行政庁など幅広いステークホルダーに対して報告する必要があり、等様々なステークホルダーに利用されることを前提としたルールに従ってすることが求められます。このため、公益信託の会計の考え方については、公益法人の会計に関する研究会においても議論を行い、公益信託会計の在り方について（検討の方向性）について取りまとめられておりますので、ご参照ください。今後、公益信託の会計の詳細について検討を進めるに当たっては、いただいた御意見も参考とさせていただきます。</p>
<p>通し 54</p>	<p>9. 施行規則第 19 条第 3 号</p> <p>施行規則第 19 条第 3 号において、暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額</p>	<p>基本的に公益法人と同様の考え方を想定しています。公益認定等ガイ</p>

	とみなせる場合の一つとして「…当該公益信託事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項」とあるが、こちらの具体的判断基準を示していただきたい。	ドライン 147 頁を御参考ください。
通し 55	2) 公益信託に関する法律施行規則案 22 条 2 項 但し書で、分割前の公益信託の過年度残存剰余金額又は過年度残存欠損額の全部又は一部が承継信託等の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額とすることができる「合理的な理由があるとき」とは例えばどのような場合が想定されているのでしょうか。	特定の損益と特定の資産との結びつきが明確である場合、当該資産が存する信託に過年度分を承継することが考えられます。
通し 56	No. 10 (第 23 条第 1 項第 2 号口) 「公益充実活動等ごと」の区分は、例えば、周年行事のための積立、学生寮を拡大するために新たに不動産を取得するための資金に充てるため等、個別具体的な目的ごとに記載するとの理解でいいか。	御理解のとおりです。
通し 57	No. 11 (第 23 条第 1 項第 3 号) 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩すことを想定していない場合でも、信託行為に特別の手続きを定めるという趣旨か。つまり、信託行為に定めがなければ公益充実資金は積み立てることができないという理解でいいか。その場合、信託の変更により、認可後に特別の手続きを定めることもできるという理解でいいか。	当該「定め」については、当該公益信託に関する規程等に定められていれば足りる。なお、当該規程等の制定・改廃については公益信託の変更等の認可が必要な信託の変更には該当しません。
通し 58	3. 公益事務割合について (公益信託に関する施行規則案第 24 条～第 32 条)  公益事務割合について 70%とすることについては、事業費や管理費の計上基準を今後ガイドラインにより明らかにされることを期待する。 その際、一の受託者が複数の公益信託を受託するケースを見据え、例えば、公益信	公益法人の運用においても、やむを得ない事情により公益目的事業比率の達成ができなかったと認められる場合には、監督上の措置は講じていないところ、公益信託においても、

	<p>託の事情に応じて合理的に算出した一定割合を信託報酬から事業費に振り替えるような簡便な経理処理の余地も検討いただきたい。</p> <p>また、認可後の何らかの事情により一時的に基準に抵触する場合に、認定の適否を機械的に判定せず、宥恕されうるケースをガイドラインに例示するなど、予見可能性にも配慮いただきたい。</p>	<p>同様の取扱いをすることを想定していますが、公益信託の特性等を勘案して、具体的な取扱いについてガイドラインに明記することを検討してまいります。</p>
<p>通し 59</p>	<p>No. 12 (第 24 条、第 25 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 25 条で公益事務割合が 70%を恒常的に下回るような事業構造の公益信託を認めないとしていることは、柔軟な公益活動を阻害するものであり、例外措置を認めるべき（施行規則案第 28 条～第 30 条以外の措置があるべき）である。</li> <li>・ 公益信託報酬が、一律「公益信託管理費用額」に分類されることが示されているが、公益信託報酬には公益法人では公益事務に含まれるような内容も含まれることから、公益法人との比較ではイコール・フッティングとは言えない。また、公益信託報酬に含まれる「公益事務の実施に係る事業費」、例えば公益事務に直接従事する職員の人件費などは、その具体的な金額を算出できない限り同事業費に振り替えることは許されないとの考えが示されていた（施行準備研究会（第 2 回）資料 1・p11）ところであるが、多数の公益信託を受託している信託銀行において、個々の公益信託に関し何名の職員が（しかも職員毎に給与は様々であり、異動により関与する職員は変動しうる）、その勤務時間のうち何割を当該公益信託の公益事務に充てたか、を算出することはおよそ不可能であるし、これは一般的に事業会社が公益信託の受託者となる場合にも同様と考えられる。</li> </ul> <p>そこで一案として、個々の公益信託の認可申請時において、申請者が当該公益信託の事情に応じて合理的に算出した一定割合を事業費に振り替える余地があることを（ガイドライン等で）明記いただきたい。</p>	<p>公益法人の運用においても、やむを得ない事情により公益目的事業比率の達成ができなかったと認められる場合には、監督上の措置は講じていないところ。公益信託においても、同様の取扱いをすることを想定していますが、公益信託の特性等を勘案して、具体的な取扱いについてガイドラインに明記することを検討してまいります。</p> <p>費用として計上するためには、当該費用の額が具体的・合理的に算定される必要があると考えています。ご提案の具体的内容をお示しいただければ、ガイドラインでの記載を含め、検討してまいります。</p>

	<p>なお「合理的に算出した一定割合」とは、上記のような具体的に算出された人件費等に基づくものではないものの、(管理費+事業費)に占める事業費の割合が理論上概ねこの程度見込まれる、といったことを具体的根拠に基づき示すイメージである。</p>	
通し 60	<p>エ. 規則第二十五条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は百分の七十とする。</p> <p>とありますが、信託銀行が受託者となっている現状の公益信託の実態から、打ち出した数字ということですが、法の「その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用」の「公益事務の実施に係る費用」については、70%が適切となるように今後十分にご検討願います。</p>	<p>公益信託の適正な運営に向けた貴重な御意見として、検討してまいります。</p>
通し 61	<p>[該当条文] (基準割合) 第二十五条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、百分の七十とする。</p> <p>(関連条文) (公益信託の認可基準) 法第八条 九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合(第十六条第二項において「公益事務割合」という。)が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める割合(同項において「基準割合」という。)以上となると見込まれるものであること。 [意見]</p>	<p>公益法人の運用においても、やむを得ない事情により公益目的事業比率の達成ができなかったと認められる場合には、監督上の措置は講じていないところ。公益信託においても、同様の取扱いをすることを想定してありますが、公益信託の特性等を勘案して、具体的な取扱いについてガイドラインに明記することを検討することとし原案維持とします。</p> <p>なお、御質問の件について、法人としての管理費と、公益信託としての管理費は異なる(公益法人の管理費</p>

	<p>新公益信託制度に於いて、多種多様の事業内容や受託者が想定され、中には管理費割合が同基準より高い場合も想定される。その場合、管理費を信託財産のみでは賄いきれず、固有財産にまで負担が及ぶことが明らかな場合等、受託が困難となる恐れもある。そのため、原案に以下の文言を追加することをお願いしたい。</p> <p>「但し、止むを得ない事情に依る場合は、百分の五十を限度とするとともに、当該数値及び理由を公開すること。」</p> <p>[理由]</p> <p>例えば、収益事業等を実施しておらず、かつ事業比率が百分の六十という事業構造を有する公益法人が、その公益目的事業と同種の公益信託の受託者となる場合（技術的能力からして十分想定される）、事業費割合を百分の七十以上と規制されると、管理費に充当出来ない百分の十を、固有事務部分から補填せざるを得なくなり、固有事務の遂行に支障影響を与えるリスクとともに、固有財産抛出者の意思に反するリスクも生じ得る。したがって、今後、多種多様な事業型公益信託が想定される処、事業費割合が百分の七十を下回る場合には、当該数値及びその理由を公開することに依り、百分の五十を限度とする柔軟な運用を許容する制度として頂きたい。</p> <p>一方、不合理に低い事業比率は、委託者に関し、当該受託者を選定しないインセンティブとして働くことも、合わせて認識して頂きたい。</p>	<p>を、公益信託の管理費として負担するという関係にはない) こと、公益信託においては、必ずしも公益法人のような機関を必要としないことなどを踏まえると、適切な比較とは言い難いものと考えています。また、公益事務に跡付けることができる費用については、人件費等を含めて公益事務費に計上することができることを踏まえると、税制優遇を受けて提供された財産の3割を超えて管理業務のために使われることについては、国民の理解を得ることは難しいと考えています。</p>
<p>通し 62</p>	<p>10. 施行規則第 25 条</p> <p>施行規則第 25 条に公益事務の割合については、百分の七十と規定されている。新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会において、議論が重ねられた結果、70%という基準が設定されたところは承知をしているが、公益法人制度と比較してやや割合が高い印象があることは拭いきれない。信託の状況（規模・事務の進捗状況等）によっては公益事務割合を満たすことができなくなる場合もあり得ると思わ</p>	<p>公益法人の運用においても、やむを得ない事情により公益目的事業比率の達成ができなかったと認められる場合には、監督上の措置は講じていないところ、公益信託においても、同様の取扱いをすることを想定して</p>

	<p>れるため、公益事務割合に係る規律の運用は、ガイドライン等である程度柔軟に対応できる余地を残していただきたい。行政庁として必要以上に監督を行わざるを得ない状況が出てくることは避けたいと考えている。</p>	<p>いますが、御意見も踏まえ、公益信託の特性等を勘案して、具体的な取扱いについてガイドラインに明記することを検討します。</p>
通し 63	<p>(2) 信託報酬の取扱い 70%の算定方法は妥当ではないと考える、小規模も 70%では厳しい。特に予算額が少ないほどつらい</p>	<p>公益事務に跡付けることができる費用については、人件費等を含めて公益事務費に計上することができることを踏まえると、税制優遇を受けて提供された財産の3割を超えて管理業務のために使われることについては、国民の理解を得ることは難しいと考えており、原案を維持いたします。</p>
通し 64	<p>No. 13 (第 27 条第 2 項) 公益信託では収益事務はできないため、販売目的の不動産を公益信託の財産として所有することになった場合とは、当該不動産を信託財産により購入するのではなく、寄付によって取得する場合に限られると理解した。 そもそも、売却を前提とした不動産を寄付により取得することが認められるのかを確認したい。 また、商品・製品は公益事務に係るもの（美術館における販売用の絵葉書など）であると理解しているが、寄付によって得た不動産は、商品には該当せず、原価もゼロであり、括弧書きの部分は不要ではないか。</p>	<p>前提としている不動産の売却が公益事務に該当するものであれば公益信託として売却目的の不動産を取得する（寄附を受ける）ことは否定されないと考えられます。 公益信託の会計の在り方については、議論の途上ではありますが、公益法人会計基準の運用指針では現物寄附について、公益法人が受入れを承諾した時点で、その公正な評価額に</p>

		より収益の認識を行うとされており、必ずしも原価がゼロとなるものではなく、公益信託の会計についても同様と考えられることから原案維持とします。
通し 65	3) 公益信託に関する法律施行規則案 31 条 1 項 公益充実資金の積立額に公益充実活動等の所要額の合計額を乗じて積立限度額で除した額を公益事務実施費用額に算入するのはどのような意図でしょうか(なぜこのような計算式になるのでしょうか)。	公益充実資金には、公益信託事務の処理のための費用に充てるための積立と資産取得等に充てるための積立の双方を目的とすることが可能であり、公益事務割合の算定においては、当該信託事務年度における公益充実資金の積立額のうち、公益信託事務の処理のために積み立てられた部分に係るものを費用額に算入します。公益充実資金については、公益法人と同様、積立時には目的ごとに積立額を区別しないことを検討しており、公益信託事務の処理のために積み立てられた実額を特定できないため、お示しの計算式にて算定することとなります。
通し 66	No. 14 (第 36 条第 5 項第 3 号) 「取り崩すことができないものであること」について「特別の手続きが定められて	当該「定め」については、当該公益信託に関する規程等に定められてい

	<p>いること」とあるが、この「定め」は信託行為にその旨が記載されていることを指しているのか。それとも、受託者の内部規定に定められていること、を指しているのか。(第 50 条第 2 項第 1 号は法を「規定」、信託行為を「定め」と書き分けられているため確認するもの。)</p>	<p>れば足りません。なお、当該規程等の制定・改廃については公益信託の変更等の認可が必要な信託の変更には該当しません。</p>
<p>通し 67</p>	<p>4) 公益信託に関する法律施行規則案 36 条 6 項・7 項 「対応負債の額」がこのような計算式により求められるのはなぜでしょうか。また、6 項 2 号イの「各資産」とは何を指すのでしょうか。</p>	<p>「対応負債の額」の算定方法及び個別算定方式における「各資産」については同様の算定方法を採用する公益法人の用途不特定財産に関する「対応負債の額」の算定方法(公益認定等ガイドライン 174 頁及びFAQ(よくある質問)問Ⅳ-3-②)を御参考ください。なお、純資産について、指定純資産と一般純資産に区分しない場合(合同命令第 30 条第 3 項)の純資産は本算定上、一般純資産として取り扱うこと(指定純資産はゼロ)となります。</p>
<p>通し 68</p>	<p>[該当条文] (信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類) 第三十九条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類(特定資産公益信託にあっては、第三号に掲げるものを除く)とする。 以下、略。 (信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)</p>	<p>今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化(重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含む。)を検討して</p>

	<p>第四十条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（特定資産公益信託にあっては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>以降、略。</p> <p>[意見]</p> <p>第39条及び第40条に基づく書類作成と行政庁への提出（定期提出書類）については、第39条第2項、第40条第2項等に依る受託者の負担軽減措置が講じられていることは高く評価する。しかし、それでも定期提出書類の種類が依然として多いことは、受託者の範囲を拡大する建付けとしたにも拘わらず、当該制度に習熟している公益法人以外に、受託者の拡大効果が十分に発現しないことが危惧される。については、さらなる受託者の負担軽減（特に小規模公益信託に対する）、加えて運用段階に於いても負担軽減措置運用の検討をお願いする。</p>	<p>たいと考えています</p>
<p>通し 69</p>	<p>[該当条文]</p> <p>第三章 公益信託事務の処理等</p> <p>第三節 財産目録等</p> <p>第三十九条—第四十九条</p> <p>第四章 公益信託の併合等</p> <p>第五十条—第五十二条</p> <p>合同命令</p> <p>第三章 公益信託の併合及び分割</p> <p>第一節 公益信託の併合</p> <p>第六条・第七条</p> <p>第二節 公益信託の分割</p> <p>第一款 吸収信託分割</p>	<p>御意見を踏まえ、ガイドライン等において分かりやすくお示しすることができるよう検討します。</p>

	<p>第八条・第九条 第二款 新規信託分割 第十条・第十一条 第六章 公益信託に係る計算</p> <p>[意見] 財産目録等に関し、府令第 39 条～第 49 条の関連規定及び合同命令 17 条～33 条の関連規定が存在しており、法令の建付け上の制約は理解できるものの、両法令等を参照しながら業務を実施する受託者の事務負担が大きいことが予想される。そのため、ガイドライン等で、関連法令を整合されかつ一覧性の高い形で確認できる資料の作成・提供をお願い致したい。 併合、分割に関しても、府令 50 条と合同命令の規定が存在しているため、上記と同様の配慮をお願いしたい。</p> <p>[理由] 受託者は、公益信託に関する内閣府令と合同命令の双方の該当箇所を参照しながら公益信託事務を遂行しなければならない処、その結果として事務負担が増加し、受託者の範囲拡大の妨げとなる可能性があるため。</p>	
<p>通し 70</p>	<p>No. 15 (第 39 条第 2 項 (第 40 条第 4 項)、第 48 条第 2 項 (第 49 条第 3 項)) 第 39 条第 2 項は、同条第 1 項第 4 号の書類の備置きについて信託事務年度開始日の前日時点で変更がない場合、同日において当該書類を備え置いたものとみなすとしている。一方で、第 48 条第 2 項は、第 39 条第 1 項第 4 号の書類について、行政庁に提出した最も遅いものから、記載事項に変更がない場合には、提出したものとみなすとの規定がある。書類の提出は信託事務年度開始の前日までであり、備置きについては、同日で変更がなければ、備え置いたものとみなすとされているが、信</p>	<p>受託者が行政庁に提出し、行政庁が公表することとなる書類については、受託者が作成し備え置くべき書類と同じものである必要があります。 そのうえで、府令案第 48 条第 2 項については、「最も遅いものに係るも</p>

	<p>託事務年度開始の前日より前に変更がないとして提出した場合も、当該信託事務年度の提出書類として取り扱われると理解してよいか（あくまで書類の備え置き観点では、前日までは当該信託事務の書類としては取り扱われない規定であるため）、確認したい。</p>	<p>のからその記載事項に変更がないときは、」「提出を省略することができるとしており、事業年度開始の前日までの間に当該書類が当該事業年度の書類として取り扱われていたか否かは関係ないことから、</p> <p>御懸念には当たらないと考えております。</p> <p>なお、第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる書類について、第 48 条第 1 項の提出後に変更がされ、変更後の書類が備え置かれた場合であっても、変更の際して当該書類が行政庁に提出されることとなることから、特段の問題は生じないと考えております。</p>
<p>通し 71</p>	<p>5. 【規則案第 39 条～第 49 条】</p> <p>規則案第 39～49 条は定期作成・備置・提出書類の内容や手続を定める条文である。これらは読替適用される信託法とそれに伴う合同命令案等とも関係し非常に複雑な構成となっており、正直なところ自分自身も正しく理解できているか自信が無いが、まず 第一に、法で規定の無い義務規定等が盛り込まれている。規則案第 44 条及び第 48 条では事業計画・予算及び信託概況報告（事業報告）・決算書類等について信託管理人による「承認」が義務付けられた上で、承認を証する書類の添付までが盛り込まれている。法には当該義務は見当たらないところ（読替適用される信託</p>	<p>財産目録等に関する信託管理人の承認については、受託者が信託管理人に対して財産目録等についての報告を行ったことを行政庁が確認する必要があり、現行の公益信託においても主務官庁に提出される計算書類について信託管理人が承認をしていることを踏まえ、引続き必要である</p>

<p>法第 222 条では信託管理人への「報告」義務は規定)、その根拠を見出すとすれば、読替適用される信託法第 125 条における「信託管理人は、信託の目的の達成のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」かと理解したが、そもそも公益信託においては信託法上の「受益者」は存在しないと解されるので、これをもって義務付けられるとは考えられなかった。また総論で述べた通り、そもそも現行法以上の義務を課するのであれば法律改正すべきであるから、当該条文は削除ないしは「承認」は信託法同様の「報告」とすべきである。</p> <p>定期書類関係については、その規定方法・体系が公益法人や NPO 法人と大きく異なっている印象であり、信託制度固有の事情は理解するものの、規則・合同命令等での並び順等は他の非営利法人制度等と類似した整理とし、重要なものから列挙するなど分かりやすい定めとすべきである(例: NPO 法人の場合は定期提出書類の体系は、大別すると前年度の(1)事業報告書、(2)活動計算書・貸借対照表・財産目録・注記、(3)年間役員名簿、(4)社員名簿の4種類である)。また、現行案では相当な種類の書類が作成・提出され広く市民へ情報公開されることになるが、市民からしてもあまりに膨大な種類の書類が公開されることはかえって必要な情報へのアクセスを阻害する。例として、規則案第 40 条に定める事項を含む書類と、第 49 条及び合同命令案で定める「信託概況報告」との項目整理・統合を図るなどして、受託者にとっても市民・受給者等にとっても分かりやすいシンプルな体系に整理すべきである。</p> <p>また NPO 法人の場合は上記の通り、定期提出書類は計算書類(活動計算書や貸借対</p>	<p>と考えております。</p> <p>御指摘の公益信託法で読替えて適用される信託法第 125 条における「受益者の権利」は受益者の定めの有無にかかわらず、同法 192 条の権利等となり、信託管理人はそれら受益者の権利をもって、受託者の監督を行うこととなります。</p> <p>受託者が提出すべき提出書類等については、御意見を踏まえ、ガイドライン等で体系的に分かりやすく整理することを検討いたします。</p> <p>信託帳簿について公益信託法 20 条において、信託法受託者による開示や、行政庁への提出を必要とする書類に加えているのは、公益信託において、信託法が計算書類の監査等(一社法第 124 条等)を法定していないことを踏まえ、公益法人以上に経理の透明性確保が求められることを踏まえたものです。これは、一般の信託においても一般法人に対して会計帳簿の閲覧請求が可能な社員を議決権</p>
---	---

	<p>照表等)のみであり、これは他の非営利かつ公益目的の法人格である公益法人や社会福祉法人、学校法人等でも概ね同様であるが、公益信託の場合は読替適用される信託法第 222 条に基づき作成される信託帳簿(一般で言うところの総勘定元帳等の帳簿類と理解)の提出・公開までもが義務付けられることとなった。本件は法による信託法の読替適用規定における誤りと考えられ、政省令等での対応がどこまで可能か分からないが、総勘定元帳等の行政庁への提出義務も理解しがたいところ、ましてやこれを公開対象とするのはあり得ないことから、法改正も視野に適切に対応すべきである。</p> <p>以上。</p>	<p>の 10 分の 1 以上を有するものに制限する一社法第 121 条に対して、原則として全ての受益者が信託帳簿の閲覧請求が可能である(信託法第 38 条)とされ、信託帳簿の透明化が要請されていることと整合するものと考えております。御指摘の「法による信託法の読替規定における誤り」には当たりません。</p>
通し 72	<p>No. 16 (第 40 条第 1 項第 2 号イ～ハ)</p> <p>「寄附を受けた財産の額」・「金融商品の運用収入の額」・「資産・負債及び期末純資産の額」については、行政庁へ提出する計算書類の内容でカバーできるのではないかと。重ねて提出を求めるということであれば、受託者の負担にもなる。</p>	<p>御指摘の事項についての記載は、各公益信託の状況について、一覧性を持った形で国民に提供する(公益信託法第 41 条(情報の提供)に基づく情報提供)のため必要なものとなります。DX 化等による負担軽減については引き続き検討させていただきますが、現時点では必要性につき御理解ください。</p>
通し 73	<p>1 1. 施行規則第 40 条第 1 項第 2 号</p> <p>公益信託のマネーロンダリング対策についてであるが、施行規則第 40 条第 1 項第 2 号へに、海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無が規定されている。第 3 回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会において提示され</p>	<p>回答案について調整しています。</p>

	<p>た施行規則案逐条説明（案）P112において、マネーロンダリング対策は公益法人制度で海外送金等に関する記載を求めていることから、公益信託においても今後更に検討を進め、ガイドライン等で明らかにすることが記載されている。公益法人と同様に関連当事者との取引に関して適切に把握をしていく趣旨には賛同するが、信託財産そのものに問題ないかについてはチェックしなくてよいのだろうか？信託会社であれば資産に問題ないかはある程度チェックされているものが認可申請されるところと思われるが(FATF の基準に基づく AML チェック等)、今回の制度改正に伴う受託者の拡大に伴い、信託会社以外の主体も参加することが可能となるので、このようなリスク回避を担保する仕組みづくりは必要である。今後ガイドライン等で検討されていくのかお訊ねしたい。検討を予定されている場合は、行政庁側の判断基準も明確にいただけるとありがたい。</p>	
通し 74	<p>No. 17（第 40 条第 1 項第 2 号へ） 海外への送金に関するリスクの低減策とはどのようなものが例示いただきたい。</p>	<p>リスクの低減策の基本的な考え方は、公益法人に求められる海外への送金に関するリスクの軽減策（公益認定等ガイドライン 203 頁）を御参考ください。</p>
通し 75	<p>(7) 府令案 信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類 小規模公益信託で必要かもしれないが扱える団体が想定できない 簡素軽装備で、多くの方が使う法令に</p>	<p>御意見の趣旨は明らかではありませんが、事業規模が小規模で限定された事業を行うような場合は、一般的には、複雑な記載は不要であり、それほど大きな負担は生じないと考えています。 今後、ワークショップを開催する</p>

		<p>などして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化（重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含む。）を検討したいと考えています</p>
通し 76	<p>No. 18（第 43 条第 2 項） 流動資産と固定資産の区分は、一般的に公正妥当と考えられる区分により受託者が判断することによいか。</p>	<p>基本的には御意見のとおり、一般に公正妥当と考えられる区分により受託者が判断することとなります。</p>
通し 77	<p>No. 19（第 45 条） 複数の公益事務を行う場合、その数え方は別表の分類単位という理解で良いか。例えば奨学金であれば高校と大学があっても一つとしても、別表の分類毎の区分としてもよいのではないか。また、別表の分類が異なる公益事務でも一体として運営するのであれば一つとしてもよいのではないか（障がい者と高齢者の支援など）。あるいは大規模なものでなければ区分する必要もないのではないか。</p>	<p>複数の事務を行う場合、公益法人の公益目的事業と同様、必ずしも別表の分類単位で区分しなければならないものではなく、同一の趣旨・目的の下、密接に関連して行われる事務については一つにまとめることとなります。なお、規模によって区分の要否が判断されるものではありません。</p>
通し 78	<p>[該当条文] (財産目録等の提出) 第四十九条 法第二十一条第一項の規定による財産目録等（法第二十条第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第七号による提出書を行政庁に提出してする</p>	<p>[意見] の冒頭、「公益信託に関する信託帳簿」の意図と推察し、以下回答します。 公益信託法第 20 条第 4 項は受託者による備置き及び閲覧に対する規</p>

<p>ものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。</p> <p>[意見]</p> <p>公益法人に関する信託帳簿が公表されるとなると、同帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難である処、対応が取れない状態が発生する。そのため、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能であるとされている処、「様式第七号による提出書」の後に、「(信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等に関し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加すること、および、様式 7 の「4 信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等」に「(但し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加することを検討頂きたい。</p> <p>府令等に依る対応が無理な場合、信託帳簿が公表されないような、運用上の対応をお願いしたい。</p> <p>[理由]</p> <p>公益信託の信託帳簿については、信託法第 37 条第 1 項（信託法第 222 条第 2 項）に基づき作成が義務付けられ、法第 20 条第 4 項の財産目録等の一部として、法第 21 条第 1 項に基づき受託者から行政庁に提出され、同条第 2 項に基づき行政庁から公表される。一方、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能である。</p> <p>信託帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難であり、例えば、閲覧請求に対しては、法第 20 条第 4 項の「正当な理由」に依り、これを拒むことが考えられる処、行政庁に依る公表には、「正当な理由」が在っても、公表を拒むこと出来る旨の言及は無く、法第 20 条第 4 項の</p>	<p>定であり、行政庁による公表に対する規定ではないことから原案維持といたします。</p> <p>一方で、信託会計において企業会計と全く同じ帳簿を作成する慣行もないところ、公益信託法において読み替えて適用される信託法第 37 条第 1 項の「信託財産に係る帳簿」の具体的な内容等については、内閣府令・法務省令に委ねられているところ、企業会計におけるものと同様の会計帳簿をそのまま公表することを求めることを想定して規定されているものではありません。したがって、御指摘のような個人情報等を記載した書類は、公表を想定するものではありません。</p>
---	---

	<p>「正当な理由があれば拒むことが可能である」という条項の趣旨が機能し得ない。</p> <p>さらに、府令案第 44 条に於いて、信託帳簿は、信託管理人の承認対象になっておらず、当該帳簿は信託管理人の承認抜きで公表されることとなってしまう。加えて、法第 20 条第 2 項及び府令案第 40 条の備え置き書類にも含まれていない。</p> <p>以上、府令案第 49 条に於いて、正当な理由があれば、公表しない旨の規定の追加を検討頂きたい。</p>	
<p>通し 79</p>	<p>(第三章 公益信託事務の処理等第 1 節 第 2 款、3 款、4 款)</p> <p>ここでは特定資産公益信託を除く公益信託について適用される財務 3 基準(中期の収支均衡、公益事務割合、使途不特定財産額の保有制限)の計算方法を詳細に規定している。これらの規律は公益法人に係る規律及び計算方法と基本的に同一であり、受託者に課せられる事務負担は極めて大きく、公益信託の普及にとって大きな障害となると予想される。公益財団法人に比べ財産規模、事業規模が相当に低いボリュームゾーンが予想される公益信託においては、少なくとも小規模公益法人については 3 基準を適用除外又は極めて簡単な計算方法によるものとする 것을検討していただきたい。</p>	<p>「少なくとも小規模公益信託については」との意図と推察し、以下回答いたします。</p> <p>公益信託では、公益法人と同様に提供された財源を公益活動のために最大限活用する観点から、財務規律の遵守による適正な運営が求められます。</p> <p>公益信託においては、金銭の受入れ、金銭等による運用、金銭による支出に限られるものについて特定資産公益信託として財務規律の適用を除外しております。また、財務規律の計算の根拠となる計算書類について信託財産に減価償却資産が含まれる見込みのないものの指定純資産・一般純資産の区別を任意とするな</p>

		<p>ど、公益信託として活用が一定程度想定される類型について公益法人に比べて簡素化を図っております。</p> <p>公益事務の規模や内容その他信託行為の内容等によっては、そもそも利用が想定されない項目（例：公益信託事務継続予備財産や、公益事務割合に係る費用の調整（規則 28 条～30 条）など）があるほか、申請書添付書類等において、審査に当たって必要ではあるが信託事務の内容等に照らして簡易な記載内容で差し支えない事項などもあると考えています。今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化（重要性が乏しい場合の書類の合理化などを含む。）を検討したいと考えています</p>
通し 80	<p>[該当条文] （信託の終了） 法第二十三条第二項に関する施行規則条項追加</p>	<p>法第 23 条第 2 項に関して、信託行為の定めがあり、委託者及び信託管理人の合意によって終了した公益</p>

	<p>(関連条文) (公益信託の終了事由等)</p> <p>法第 23 条第 2 項「公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。」</p> <p>[意見]</p> <p>公益信託の終了事由として、法第 23 条第 2 項*に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了させることが可能な建付けとなっている。そのため、信託行為に上記の定めがある場合で、当該定めに基づき信託を終了させる際、受給者保護等の観点からの「公益信託事務の適正な処理」が、特に委託者意図に対し、信託管理人に求められるのではないかと。</p> <p>したがって、法 23 条第 2 項に関する施行規則として、「委託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させる旨の信託行為の定めがある場合であって、当該定めに基づき信託を終了させる際、信託管理人は、委託者に対し、公益信託事務の適正な処理のため（受給者保護の観点からの）必要な対応をしなければならない。」趣旨の追加をお願いしたい。</p> <p>あわせて、上記趣旨を、ガイドライン等において明示していただきたい。</p> <p>なお、信託の終了に関連して、法第 23 条第 2 項の「信託行為に別段の定め」について、ガイドラインで具体的に示していただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>公益信託法の建付けに於いては、信託法で云う処の「受益者」は存在しないもの</p>	<p>信託については信託法第 175 条の規定によって清算されることとなります。</p> <p>清算中は清算受託者によって信託法第 177 条の清算手続きが行われるため、信託管理人が新たに公益信託事務を実施することはできません（清算受託者が信託債権者である受給権者に対して、信託債務の履行として必要な支給を行うことは可能と考えられます）。</p> <p>御提案の趣旨は、公益信託事務の継続が望まれるような場合には、信託管理人が、委託者の意向に反して公益信託の継続を求めるよう義務を課すことと推察しますが、信託管理人は、信託の目的の達成のために誠実かつ公平にその権限を行使することが求められているところ、公益事務の継続が望ましいにも関わらず、合理的理由なく公益信託を終了することに同意することは、信託管理人の義務に反するものと言えます。ま</p>
--	--	--

	<p>の、現実問題として、公益信託の受給者は存在する。そのため、法は、信託法で云う「受益者の利益」を「信託の目的の達成」等と読み替え、直接的には委託者の意図した「信託の目的の達成」とともに、間接的に受給者の利益保護を実質的に担保しているとも考えられる。それを、具体的には、信託管理人に「受託者」を監督させることに依り、当該目的を達成させるため、法第 8 条第 1 項第 3 号に、受託者に対する信託管理人の監督能力を定めたものとも考えられる。一方、法第 23 条第 2 項に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了できる制度設計となっており、委託者がイニシアティブを取るものと考えられ、その場合、「受託者」を監督する信託管理人の監督能力は発揮されない。また、そもそも信託法第 164 条第 1 項に於いて、「委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」旨定めており、委託者意思に基づく信託終了時に不利益を被る可能性の高い受益者を終了意思決定に関与させることによる、受益者保護を念頭にしているものと考えられる。したがって、その特別法である公益信託法第 23 条第 2 項の適用に於いて、受益者はもとより受託者が関与しない本件のような委託者中心の公益信託事務実施の場合には、受給者保護の観点から、公益信託事務の適正な処理のために信託管理人が判断することを条文上明記しておくことが必要と考える。</p>	<p>た、公益信託が終了した場合には、清算受託者による信託債務の弁済事務（信託債権者である受給者等に支給すること）に対する監督は、信託管理人の職務の範囲と考えられることから、御指摘のような実施規定を設ける必要があるとは考えていません。</p> <p>御懸念は、信託管理人は委託者の意向に反することはできないということと推察しますが、委託者の親族等であることは、信託管理人の欠格事由とされており（公益信託法第 9 条第 3 号）、信託管理人は、受託者だけでなく、委託者からも独立してその権限を行使することが期待されています。</p> <p>なお書きの「信託行為に別段の定め」については、「委託者と信託管理人の合意により終了することができる」旨の定めであることは言うまでもないところ、ガイドラインに記載する必要性も含め、今後、検討い</p>
--	---	--

		たします。
通し 81	<p>3. 内閣府・法務省合同命令 (第4条 分別管理の方法)</p> <p>第2項によれば、預貯金については計算を明らかにすれば、受託者の固有勘定と同一の口座で入出金を認める趣旨と理解できる。そのように理解してよいか。</p>	<p>公益信託の信託財産を預貯金にて管理するにあたっては、受託者の固有財産との分別管理の明確化の観点から、口座を分けることが望ましいことは言うまでもありませんが、公益信託の信託財産を管理するための口座開設については、各金融機関の御理解も必要であり、現時点では、口座を区別することまでを法令上必須とすることはしておりません。</p> <p>なお、口座を分ける場合分けない場合の受託者の経理的基礎の考え方を含め、具体的な運用の在り方については、更に検討を行うことを想定している。</p> <p>また、施行に向けて引続き関係機関との調整を行い、環境整備に取り組んでまいります。</p>
通し 82	<p>12. 合同命令第4条第1項</p> <p>合同命令第4条第1項に規定される「当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することができないとされているもの」とは、具体的にどのような財産か（著作権、特許、自動車等のような登録制度があ</p>	<p>御指摘の条項は、信託法第34条第1項第3号から委任されたもので、信託法施行規則第4条第1項を参考にしたものであり、具体的には</p>

	<p>る財産以外のものを想定しているのか)？また、そのような財産において記載又は記録とはどのような処理を想定しているのか？</p>	<p>会社法第 154 条の 2 の規定を受ける株式や、社債、株式等の振替に関する法律第 75 条に規定する振替社債等が想定されます（御指摘の著作権や特許、自動車等につきましては合同命令第 4 条第 1 項の括弧書き「同法第 14 条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く」という規定により、合同命令第 4 条第 1 項の規定の対象外になります）。</p> <p>これら財産につきましては、各個別法において一定の記録又は記載をしなければ当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているため、記載又は記録の処理は、各個別法の規定による処理になるものと考えております。</p>
<p>通し 83</p>	<p>II. 公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令(内閣府令・法務省令)案 以下、合同命令と略す。</p> <p>[該当条文]</p>	<p>信託法第 37 条第 1 項に規定について公益信託法 20 条において、信託法受託者による開示や、行政庁への提出を必要とする書類に加えているのは、公益信託において、信託法が計算</p>

<p>第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による公益信託に関する信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び同法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。</p> <p>[意見]</p> <p>合同命令案第 18 条は、受託者において作成・保存をすべき書類、閲覧の対象となる書類、行政庁への提出・公表の対象となる書類を別のものとして書き分けるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>行政庁に提出され（法 21 条 1 項）、公表される（法 21 条 2 項）「財産目録等」は、「（前略）信託法第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類」である。ここには、信託法第 222 条は掲げられていない。すなわち、合同命令案第 18 条が「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」を信託法第 37 条にいう公益信託の信託帳簿としていることは、より厳しい規律をもつものを府令で同列に扱う問題があるのみならず、受託者に対し、法律の定めよりも重い義務を府令をもって課すことになるおそれが強い。</p> <p>この点をおくとしても、合同命令案第 18 条があることによりはじめて、「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」は、法 21 条 1 項 2 項の対象となるものであることは事実である。そして、公益信託で限定責任信託の規定を用いようとするのは、信託法 37 条と 222 条を全ての面で同等に扱うことを首肯させるような理論的な根拠が</p>	<p>書類の監査等（一社法第 124 条等）を法定していないことを踏まえ、公益法人以上に経理の透明性確保が求められることを踏まえたものです。</p> <p>これは、一般の信託においても一般法人に対して会計帳簿の閲覧請求が可能な社員を議決権の 10 分の 1 以上を有するものに制限する一社法第 121 条に対して、原則として全ての受益者が信託帳簿の閲覧請求が可能である（信託法第 38 条）とされ、信託帳簿の透明化が要請されていることと整合するものと考えております。</p> <p>一方で、信託会計において企業会計と全く同じ帳簿を作成する慣行もないところ、公益信託法において読み替えて適用される信託法第 37 条第 1 項の「信託財産に係る帳簿」の具体的な内容等については、内閣府令・法務省令に委ねられているところ、企業会計におけるものと同様の会計帳簿をそのまま公表することを求めることを想定して規定されているも</p>
---	--

	<p>あつてのものではないところである*。とするならば、府令において、(1)作成・保存すべき書類、(2)閲覧・謄写の対象となる書類、(3)行政庁への提出・公表の対象となる書類を、その目的によって、書き分けてよいはずである。</p> <p>そのうえで、他の法令をみると、たとえば一般法人法では、別異の規律がなされている（(1)につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、(2)につき、一般法人法 129 条 3 項。）。公益法人も同様である（(1)につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、(2)につき、一般法人法 129 条 3 項、認定法 21 条 5 項、2 項、(3)につき、認定法 22 条、21 条 1 項。）。</p> <p>実質的にも、現在の合同命令案では、作成保存された会計（信託）帳簿全部が閲覧の対象になり、また、行政庁への提出・公表の対象となってしまうが、それでは個人情報保護、プライバシーの観点、営業秘密保護の観点から望ましくないほか、私的自治の観点から行き過ぎである。くわえて、府令案 44 条では、そもそも、信託帳簿は信託管理人の承認対象になっていない。</p> <p>したがって、公益信託において、作成・保存すべき書類（1）を限定責任信託と同等とするとしても、閲覧の対象となる書類（2）、行政庁への提出・公表の対象となる書類（3）、それぞれ別のものとして書き分けるべきである。</p> <p>*第 3 回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会における議論を参照。なお、そこでは、「限定責任信託の規定を適用するという考え方ではなくて、公益信託としてどういうルールが必要なのかということと考えたら、結果として、限定責任信託と同じでしたねということで、提案しているのであって、限定責任信託の規定を適用するという発想から出発しているものでない」との当局説明もあるところである（議事録 30 頁）。</p>	<p>のではありません。御指摘のような、個人情報等を記載した書類は公表を想定するものではありません。</p> <p>受託者が公益信託法第 20 条第 4 項の請求に対して開示すべき書類の在り方については、広く国民がステークホルダーであることを踏まえ、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えています。</p>
--	---	--

<p>通し 84</p>	<p>(第 18 条 公益信託に関する信託帳簿等の作成)</p> <p>信託法第 37 条第 1 項による公益信託に関する信託財産に係る信託帳簿は、特定資産公益信託を除き信託法 22 条第 2 項の会計帳簿を受託者が作成すべき信託帳簿とする旨が規定されている。会計帳簿については信託法及び信託計算規則で定義はなく、その作成方法については信託計算規則第 3 章第 1 節において、会計帳簿における資産及び負債の評価の方法を規定するのみである。他方、会社法で規定する会計帳簿は、計算書類作成の基礎となる日記帳、元帳、仕訳帳とされ(「会社法」23 版 302 頁 神田秀樹著)、社会的通念として会計士、税理士はそのような理解で業務を行っている。この理解で解釈すると、公益信託では信託帳簿としての会計帳簿を事務所備置き書類として、誰に対してでも閲覧請求に応ずる(公益信託法 20 条 4 項)、そして定期提出書類として行政庁に提出、行政庁はこれを公表する(公益信託法 21 条)。</p> <p>このように法人、個人の事業活動の最も基本となる記録である会計帳簿を毎年度行政庁に提出し、これが公開されるなどは前代未聞で、著しく非合理的措置である。ここは全面撤回していただきたい。</p>	<p>信託法第 37 条第 1 項に規定について公益信託法 20 条において、信託法受託者による開示や、行政庁への提出を必要とする書類に加えているのは、公益信託において、信託法が計算書類の監査等(一社法第 124 条等)を法定していないことを踏まえ、公益法人以上に経理の透明性確保が求められることを踏まえたものです。これは、一般の信託においても一般法人に対して会計帳簿の閲覧請求が可能な社員を議決権の 10 分の 1 以上を有するものに制限する一社法第 121 条に対して、原則として全ての受益者が信託帳簿の閲覧請求が可能である(信託法第 38 条)とされ、信託帳簿の透明化が要請されていることと整合するものと考えております。</p> <p>一方で、信託会計において企業会計と全く同じ帳簿を作成する慣行もないところ、公益信託法において読み替えて適用される信託法第 37 条第 1 項の「信託財産に係る帳簿」の具</p>
--------------	--	---

		<p>体的な内容等については、内閣府令・法務省令に委ねられているところ、企業会計におけるものと同様の会計帳簿をそのまま公表することを求めることを想定して規定されているものではありません。御指摘のような、個人情報等を記載した書類は公表を想定するものではありません。</p> <p>受託者が公益信託法第 20 条第 4 項の請求に対して開示すべき書類の在り方については、広く国民がステークホルダーであることを踏まえ、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えています。</p>
<p>通し 85</p>	<p>論点 1 会計帳簿等の提出と公表について</p> <p>会計帳簿や信託帳簿（以下会計帳簿等）は、信託事務年度経過後 3 か月以内に行政府に提出し、公表しなければならないとされている（公益信託法 20 条 4 項、21 条 1 項、2 項、命令 18 条 1 項）。</p> <p>しかし、会計帳簿等には、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額が記載されている。これは、保護すべき個人情報であり、公表することによる個人情報の流出は多大なリスクがある。また、会計帳簿等は、取引件数により量が膨大となり、これらの情報を提出することは手続きの簡素化に逆行する。公益法人をはじめとする非営利法人において会計帳簿の提出、公表義務はない。</p>	<p>公益信託法 20 条において、信託法第 37 条第 1 項に規定について受託者による開示や、行政庁への提出を必要とする書類に加えているのは、公益信託において、信託法が計算書類の監査等（一社法第 124 条等）を法定していないことを踏まえ、公益法人以上に経理の透明性確保が求められることを踏まえたものです。（これ</p>

	<p>したがって、公益信託のみ会計帳簿等を提出・公開することを見直すべきである。</p>	<p>は、一般の信託においても一般法人に対して会計帳簿の閲覧請求が可能な社員を議決権の10分の1以上を有するものに制限する一社法第121条に対して、原則として全ての受益者が信託帳簿の閲覧請求が可能である（信託法第38条）とされ、信託帳簿の透明化が要請されていることと整合するものと考えております。）</p> <p>一方で、信託会計において企業会計と全く同じ帳簿を作成する慣行もないところ、公益信託法において読み替えて適用される信託法第37条第1項の「信託財産に係る帳簿」の具体的な内容等については、内閣府令・法務省令に委ねられているところ、企業会計におけるものと同様の会計帳簿をそのまま公表することを求めることを想定して規定されているものではありません。御指摘のような、個人情報等を記載した書類は公表を想定するものではありません。</p> <p>受託者が公益信託法第20条第4項</p>
--	--	---

		の請求に対して開示すべき書類の在り方については、広く国民がステークホルダーであることを踏まえ、ガイドラインにおいて明らかにしたいと考えています。
通し 86	<p>3. 公益信託法の規定により読替適用する信託法の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（案）に関する意見</p> <p>No. 20（第 18 条 1 項）</p> <p>この読み替え規定により、信託法第 37 条第 1 項の「信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（公益信託の信託帳簿）」が信託法第 222 条第 2 項の「会計帳簿」だけになったと理解している。つまり、解釈の外延が広い「その他の書類」の作成・保管・開示は対象外となったと理解し、そのような条項とすることを積極的に評価する。</p> <p>なお、信託法第 222 条第 2 項の「会計帳簿」とは、公益信託について本命令に従って作成する会計帳簿を指すと理解している。第 4 項も同じと理解している。</p>	御理解のとおりであり、御賛同の意見と受け止めさせていただきます。
通し 87	<p>（第 19 条 特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成）</p> <p>第 3 項において、特定資産公益信託の財産状況開示資料は、一般の公益信託において要求される貸借対照表・損益計算書に代えて、財産目録及び収支決算書とすると規定する。しかし、収支計算では、信託財産取り崩し・戻し、借入金・同返済、剰余金の繰越し・戻入れなどをそれぞれ収入・支出に計上し、未払い金、前受金などの仮勘定も一切計上しないため、正確な財務状況を反映せず、社会に向けての透明性に極めて欠ける。特定資産公益信託はその制約条件からそもそも取引は単純化されており、複式簿記・発生主義会計を会計基準としても受託者の事</p>	特定資産公益信託における会計の在り方につきましては、御指摘のような考え方もあり得ることは認識しておりましたが、現行公益信託の受託者である者等の御意見も踏まえ、「公益信託会計の在り方について（検討の方向性）」（令和 7 年 3 月 28 日内閣府公益認定等委員会公益法人

	<p>務負担はさほど変わらないと考えるので、会計基準は一般の公益信託と同一とされたい。</p>	<p>の会計に関する研究会)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益信託の計算等は、全体として整合的な制度として設けられている公益法人の会計基準を基本として、発生主義を前提とした貸借対照表及び損益計算書の作成を求めることとする</li> <li>・特定資産公益信託については、法令で規定された公益事務の内容や信託財産の規律を踏まえると発生主義と現金主義とで実質的な違いが生じることが想定されないことから、これまで作成されてきた収支決算書及び財産目録による会計処理でも可能とする</li> </ul> <p>という方向性が示されており、原案維持とさせていただきます。</p>
<p>通し 88</p>	<p>論点 2 特定資産公益信託の帳簿要件について</p> <p>特定資産公益信託の提出する計算書類が収支計算書と財産目録(命令 19 条 3 項)であることから、取引の計上方法として現金主義が認められる。これらの計算書類の基となる信託帳簿は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿(命令 19 条 2 項)と定められているが、これらは、仕訳帳や、総勘定元帳であり、複式簿記による記帳と考えられる。</p>	<p>合同命令案第 19 条第 2 項においては「全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿」は例示であり、当該帳簿を作成しなくとも、その他の「必要な帳簿」が</p>

	<p>青色申告における帳簿要件については、正規の簿記の原則に基づく仕訳帳や総勘定元帳だけでなく、例外的な帳簿の作成保存が認められている（所得税法 148 条、所得税施行規則 56 条但書、昭和 42. 8. 31 大蔵省告示 112 号）。これらは、たとえば、現金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 (5) 固定資産台帳である。（国税庁 HP No. 2070 青色申告制度 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm</a> 2025 年 5 月 10 日閲覧）</p> <p>計算書類の提出が収支計算書と財産目録であるならば、簡易帳簿で取引が網羅できると考えられることから、作成する帳簿書類について、簡易帳簿も認められるということを明確化すべきである。</p>	<p>作成されていれば例示に係る帳簿の作成は必要ではありません。御指摘のような簡易帳簿についても「その他の必要な帳簿」にあたり得るものと考えております。</p> <p>その上で、特定資産公益信託における信託帳簿の具体的な取扱いについては、ガイドライン等で明確化してまいります。</p>
通し 89	<p>No. 21（第 19 条）</p> <p>第 1 項、第 2 項により第 18 条と同様に公益信託の信託帳簿が限定されたと理解しており、本条を積極的に評価する。</p>	<p>御賛同の意見と受け止めさせていただきます。</p>
通し 90	<p><b>【結論】</b></p> <p>合同命令第 6 章第 3 節に、限定責任公益信託においても給付可能額を前提とする給付制限に関する規定を設けるか、当該規定の適用がない旨を明らかにする規定を設けるべきであると考えます。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>合同命令案の第 6 章第 3 節（第 20 条以下）には、信託計算規則第 3 章（第 6 条以下）の定めに対する限定責任公益信託での特例が定められています。</p> <p>この点、合同命令案には、信託計算規則第 20 条と第 24 条に相当する規定がありません。</p> <p>これは、限定責任公益信託では受益者の定めがないことを理由として信託法第 2</p>	<p>公益信託法における信託法の適用については、公益信託が受益者の定めのない信託であることから信託の利益の帰属主体としての「受益者」、「受益権」又は「受益債権」に関する章・条・規定については、当然に「空振り」となると整理しており、御指摘の信託法第 225 条及び第 228 条は適用されません。当該規定が適用されないことについて受益者が存在しない以上、「債権者保護を薄く」とすると</p>

	<p>25条ないし第228条の適用がない（いわゆる「空振り」とすることを前提とするものと理解できないではありません。</p> <p>しかしながら、信託財産のみを信託債権に係る債務の引当てとする限定責任信託において、公益信託であることのみを理由として債権者保護を薄くして構わないとする理由は見出しがたいと考えます。</p> <p>少なくとも解釈上疑義が生じるところだと思しますので、合同命令において信託計算規則第20条及び第24条は適用しない旨を明記するか、適用があることを前提に、それに対応した読替規定を定めるのが適切であると考えます。</p>	<p>いう御指摘には当たらないと考えております。</p> <p>また、信託法が下位法令に委任する事項について公益信託法第33条第3項で「法務省令」を「内閣府令・法務省令」に読み替えており、公益信託に関する信託法の適用にあたって信託計算規則（平成19年法務省令第41号）が適用されることはありません。</p> <p>したがって、御指摘の対応は不要と考えております。</p>
<p>通し 91</p>	<p>論点3 損益計算書という名称について</p> <p>公益信託において作成すべき計算書類の中に損益計算書がある（命令24条2項）。これは、信託事務年度において公益信託の純資産の増減がどのような原因で生じたのかを収益と費用に属する勘定科目や金額を使って表したものである。</p> <p>ところで、公益法人に関しては令和6年12月の公益法人会計基準の改正により、損益計算書に相当する計算書類の名称が、正味財産増減計算書から活動計算書に改正された（公益法人会計基準III第2(2) 令和6年12月）。また、他の非営利法人においても、損益計算書という名称は使われていない。公益事務しか行わない公益信託が、利潤を追求する会社の計算書類と同様に損益計算書という名称を計算書類に冠することには疑問がある。</p> <p>したがって、公益法人と同様に損益計算書から活動計算書へ、名称を変更すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、公益法人会計においては令和6年の公益法人会計基準の改正により「正味財産増減計算書」の名称を「活動計算書」に改めておりますが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）においては、一貫して「損益計算書」の用語を使用しており、「正味財産増減計算書」及び「活動計算書」の用語は使用しておりません。これは、一般法人は、必ずしも公益法人会計基準</p>

	<p>参考例</p> <p>活動計算書（NPO 法人会計基準 9）事業活動計算書（社会福祉法人会計基準 7 の 2 1 項二口）事業活動収支計算書（学校法人会計基準 16 ニイ）</p>	<p>を適用しないところ、一般法人法等において「損益計算書」の用語が用いられていること等を踏まえたものと考えております。</p> <p>公益信託の受託者についても、必ずしも公益法人会計基準を適用するものではなく、公益認定法施行規則の用語を勘案し、幅広い国民に理解しやすい用語として「損益計算書」を使用しているところ、内閣府令案における用語としては、「損益計算書」のまま原案維持とさせていただきます。</p>
<p>通し 92</p>	<p>[該当条文]</p> <p>（貸借対照表の区分）</p> <p>第三十条</p> <p>中略</p> <p>第 3 項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。</p> <p>[意見]</p> <p>（コメント 1）</p> <p>「減価償却資産が含まれないことが見込まれないとき」一般としての資産区分を要</p>	<p>（コメント 1）御理解のとおりです。</p> <p>（コメント 2）公益法人会計では純資産を指定純資産と一般純資産に区別し、中期的収支均衡の判定は一般純資産に係る経常収益・経常費用を基に計算されます。公益信託の会計において、指定純資産・一般純資産という純資産区分は他の会計基準になく、馴染みがないものであり、多様な受託者による公益活動を促進する観</p>

	<p>しないとしている。公益信託事務の申請内容から見込まれないと予想される場合であろうが、金銭に代わる給付としての棚卸資産、消耗品であれば区分は必要ないと解してよいか確認したい。</p> <p>[該当条文] 同上 (貸借対照表の区分) 第三十条 中略 第3項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。</p> <p>[意見] (コメント2) 会計上は寄付者による用途指定の有無で指定と一般が区別されるはずだが、ここで減価償却資産の有無という別の基準を使って指定と一般の区分の必要性を判定しているのはなぜか、また、減価償却資産とその他の資産とで取り扱いが異なるのはなぜか、理由を確認したい。</p>	<p>点から可能な限り簡素化するとの考えの下、純資産区分を一つにまとめることも可能としております。ただし、純資産区分を一つにまとめた場合の中期的収支均衡の判定は全ての経常収益、経常費用を収入・費用として計算することとなり、指定純資産に区分されるような用途の指定のある寄附金収入であっても中期的収支均衡の判定上、経常収益として収入にみなされます(この点は公益充実資金の積立てや公益目的保有財産の取得等の対応策があります。)</p> <p>減価償却資産について信託又は寄附を受ける場合、公益法人会計と同様の処理を行うことを前提とすると、用途の指定の有無によって指定純資産に係るその他収益又は一般純資産に係るその他収益に計上されず(信託財産とされることが直ちに用途指定があるものとは整理されないと考えております。)。その上で、純資産区分をする場合、当該減価償却</p>
--	--	---

		<p>資産から生じる減価償却費については、純資産区分に応じて指定純資産に係る経常費用又は一般純資産に係る経常費用として計上されます。</p> <p>そのため、用途を指定して受け入れた減価償却資産からの減価償却費は指定純資産に係る経常費用として中期的収支均衡の判定上、費用となりません。一方で、純資産区分をしない場合で、指定純資産として信託・寄附された減価償却資産からの減価償却費については中期的収支均衡の判定上、費用としてみなされることとなり、簡素化した上で、中期的収支均衡の判定上も区分しない場合に比べて有利となる（費用が大きくなる）不都合が生じることとなります。</p> <p>指定純資産に係る減価償却資産からの減価償却費について、中期的収支均衡の判定において減価償却費の調整を別途行うことも検討しましたが、別途の調整についても受託者に負担となるものであることは変わら</p>
--	--	--

		ないことから、今回、純資産区分を区別（簡素化）できる類型については、減価償却資産を含まないことが見込まれる公益信託に限る形としています。
通し 93	<p>「公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（案）」について、第 31 条第 1 項第 1 号に規定する「経常収益」に対応する「経常費用」の区分が規定されず、経常費用に含まれるものとして、第 2 号及び第 3 号に「事業費」及び「管理費」が規定されている。一方、経常外区分については、第 4 号及び第 5 号に「経常外収益」及び「経常外費用」が規定されている。</p> <p>区分のレベルが揃っていないことから、「経常費用」区分を追加した上で、「事業費」及び「管理費」は「経常費用」区分に含まれるものとして規定してはいかがか。</p>	<p>事業費及び管理費が経常費用に含まれる点をご理解のとおりです。公益信託においては、経常的な費用のうち公益事務の実施に係る費用の割合が一定以上であることを求める公益事務割合の規定を設けており、損益計算書においても、事業費と管理費（いずれも経常的な費用に限る）が明確に表示されることが要請されること、法令で義務付ける区分は必要最小限とすることが適切であることを踏まえ、原案維持といたします。</p> <p>なお、受託者等の判断で「事業費」及び「管理費」を含む「経常費用」区分を設けることは差し支えありません。</p>
通し 94	以下、意見を行う。（意見計 2 つ）	現在の様式案で必要な情報は記載されるため、原案維持とさせていた

	<p>・意見対象 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案文）の様式第九号（第六十二条第一項関係） 残余財産引渡見込届出書及び 様式第十三号（第七十条第一項関係） 贈与契約成立等報告書</p> <p>・意見内容 様式右上部の記述欄において法人番号の記述欄が無いが、法人についての法人番号の記述欄があった方が事務の公正性及び行政における能率向上に望ましいのではないかと考える。 右上部分の記述欄について、法人についての法人番号の記述欄を設けられたい。</p> <p>・意見対象 一般法人法及び公益認定法の施行に伴う整備法施行規則の一部を改正する内閣府令（案文）様式第十一号（第四十八条第二項関係） 残余財産帰属先承認申請書</p> <p>・意見内容 様式右上部の記述欄において法人番号の記述欄が無いが、法人についての法人番号の記述欄があった方が事務の公正性及び行政における能率向上に望ましいのではないかと考える。 右上部分の記述欄について、法人についての法人番号の記述欄を設けられたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>だきますが、御意見を踏まえて、他の様式も含めた事務の効率化に資する様式の作成について検討します。なお、様式の余白に法人番号を記載することは妨げられません。</p>
<p>通し 95</p>	<p>13—1. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令</p>	<p>各御質問について以下のとおり回答します。なお、公益法人が受託者と</p>

	<p>今般の改正において受託者の範囲が拡大されたが、公益法人が受託者となる場合、以下の点について確認したい。(今回の府令改正では特段触れられていないが、実務上、早めの整理が必要と認識している事柄についてお訊ねするものである。)</p> <p>(1) 当該公益法人における事業区分としては、公益信託事務を公益目的事業として実施することになるのか？(収益事業等として実施される可能性もあるのか？)</p> <p>(2) その場合、例えば、公1事業のみ行う公益法人であり、受託する公益事務の内容も公1事業の内容として読み込める場合、当該公益法人は変更認定申請を行う必要はないと考えているが、そのような理解で問題ないか？</p> <p>それとも、公益信託の分別管理の観点から、公1事業とは完全に分離して、公益事務のための公2事業を新たに立てる必要(変更認定)はあるのか？</p> <p>(3) (2)について、仮に前者(変更認定申請は不要)である場合、変更届出手続きは、具体的にどのような内容となるのか？</p> <p>(4) 公益信託を受託した際の公益法人の会計処理は、具体的にどのような対応が必要となるのか？(信託財産は当該法人の財産目録に記載されるのか？公益信託事務に係る収入・支出は、法人の活動計算書には反映されるのか？など)</p>	<p>なる場合の整理は、今後ガイドライン等で示す予定としています。</p> <p>(1) 公益法人が公益信託の受託者となる場合、公益信託に係る事務は、公益法人における公益事務の位置付けや受託者としての業務内容等により、公益目的事業又は収益事業等として実施されることとなります。</p> <p>(2) 公益法人が公益信託の受託者になる場合に、公益法人認定法に定める変更認定又は変更届出の事由に該当する場合には、事業変更の手続きが必要になります。御質問のように認定を受けている公益目的事業の範囲で実施される場合には、手続きが不要となります。</p> <p>なお、認可を受けようとする公益信託事務の内容が、認定を受けている公益目的事業と別の目的を持つ事業である場合や、同じ目的であっても、認定を受けていない新たな事業を実施しようとする場合などには、変更認定申請が必要になります。</p>
--	---	--

		<p>(3)(2)のとおり、公益法人が公益信託の受託者になる場合に、公益法人認定法に定める変更届出の事由に該当する場合には、変更届出の手続が必要になります。変更届出の内容としては、従来と変わらず、公益目的事業又は収益事業等の内容の変更として、変更内容を届け出ていただく必要があります。</p> <p>(4) 公益法人が公益信託の受託者となった場合でも、公益法人の財産と信託財産は分別管理され、公益法人としての活動と公益信託事務とは、会計上も別に管理する必要があります。そのため、信託財産を公益法人の財産目録に記載することは想定されません。公益信託事務に係る収入・支出の公益法人の活動計算書への影響としては、公益信託報酬などが法人の収益に、公益信託事務に要した人件費、物品等が費用として計上されることが想定されます。</p>
--	--	---

<p>通し 96</p>	<p>13-2. 上記に関連してであるが、特定非営利活動法人が受託者となる場合の具体的対応についてお訊ねしたい。</p> <p>(1) 定款に公益信託を受託すること自体を記載する必要があるのか？必要がある場合、事業の変更として、所轄行政庁の認証が必要という見解でよいか？</p> <p>(2) 定款への記載の必要がある場合及び公益信託により新規事業を行う場合の定款変更認証申請と公益信託認可申請の時期は同時でよいのか？どちらかの手続きを先行して行う必要があるのか？</p> <p>(3) 特定非営利活動法人が公益信託の受託者となる場合、信託財産とその収支に関して、どのような区分経理が必要か？計算書類等について、何らかの形で様式等を示していただきたい。</p>	<p>関係部局とも調整の上、検討いたします。</p>
<p>通し 97</p>	<p>意見の総括</p> <p>公益信託は、本来その制度的特徴として、財産出捐者の意思に沿いつつ、公益活動に資する軽装備な仕組みであり、これは誰もが認めるところである。</p> <p>ところが今回示されている政省令等は、詳細かつ一般人には難解な規律に満ちており、公益信託の普及活用にとって大きな障害となるのではないかと、大変危惧するところである。例えるならば、甲冑、兜等の重装備の着用は要求されていないものの、盾など細かい防御装備を幾つも持たせ、却って機敏かつ柔軟な動きを封じてしまう結果になっている。</p> <p>監督行政における事後チェックと予見可能性の高い規律とは、ある意味で相反する関係にあることは、重々承知はしているものの、今回示されている制度設計はあまりにも詳細を極め、委託者や受託者になろうとする者が公益信託の利活用を諦め、他の簡単な手段(たとえば公益法人における冠基金)を選択する傾向にならない</p>	<p>財産拋出者の意思を確保しつつ寄附を行う手法としては、寄附者が賛同する法人等への寄附、公益法人等に対する用途を指定した寄附(いわゆる冠基金等を含む)など様々な手法があります。その中で、公益信託については、倒産隔離等の仕組みなど寄附者の意思の実現を確保するための規律が法定されるとともに、信託財産を拋出した委託者又は寄附者に対する税制優遇、運用益非課税などの措置が講じられています。単純に</p>

	<p>か、寄附市場における制度間競争に勝てないのではないか、心底から危惧するものである。</p> <p>衰退一方の現行公益信託に着目され、現代に則した法制度への全面改正の実現に努力されてきた内閣府には深甚なる敬意と感謝の念を払いつつも、上記の点を組み取られ、詳細制度設計を見直していただくことを切に希望する。</p> <p>その見直しのいくつかの事例として下記を提案するものである。</p>	<p>簡易な手続を求めるのであれば、法人に対する寄附（指定寄附を含む）を行えば足りると考えられるところ、公益信託においては適切なガバナンスや透明性の確保が不可欠であり、その認可に当たっても受託者の能力等について適切にチェックすることが不可欠であると考えます。</p> <p>そのうえで、施行令案等の立案に当たっては、公益事務の内容・規模・信託財産の種類等に応じた運用ができるよう措置するとともに、受託者等の不合理な負担が生じないように必要な規定を設けるなど、負担の軽減に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、実際の運用に当たっては、新しい公益信託への実際のニーズを踏まえて柔軟な運用・修正を行っていくことにより、御懸念を払拭していけるよう努めてまいります。</p>
<p>通し 98</p>	<p>2018 年 12 月に策定された公益信託法改正要綱案がなるまでの法制審での議論で</p>	<p>施行規則においては、多種多様な</p>

	<p>は、多くの委員が「法人を設立するのに比べ、軽量・軽装備の公益信託を活用して、寄附文化を醸成する」との主旨の発言が相次いだはずであった。</p> <p>しかし、公益信託に関する法律施行規則に見られる必要書類の多さ・煩雑さには正直驚いた。23の公益事務は一部を除いて、やや穿った見方をすれば、国ですべき社会政策的課題でもあるところ(国の手がなかなか行き届かない社会政策的課題を官民協働で解決していくという思想があったはず)、例えば、法制審でよく具体例として言及されてきた「子ども食堂」を行おうとする受託者において可及的速やかに準備したうえで申請できるだろうか。国側で、公益信託を促進しようとする姿勢があるのか疑いたくなる念を禁じ得ない。当該公益信託の規模や受託者が個人か団体か等一定の属性に応じた必要書類の差別化を図ることにより、特に小規模公益信託においては必要書類の限定等の再検討をするべきではないかと考える。</p> <p>少し前に、とある与党の女性国会議員がどの政策にいて発言していたかは失念したが、「一方で政策を促進しておきながら、一方でそれを進めようとするスカートの裾を踏むようなものだ」との主旨の発言をされたことがあったが、それを彷彿とさせるものであるように思う。</p> <p>内閣府、法務省等の方々の方々の日々の努力に敬意を表しつつも、今一度実際に受託者たらんとする実務を担う NPO 法人等の実態をヒヤリング等によって収集し分析したうえで、公益信託申請のための必要書類の中に外せないそれとそうでないそれは何か精査が必要ではなかろうか。</p>	<p>受託者・信託管理人、公益事務、信託行為等があり得ることを前提に、行政庁の監督に当たって必要な情報を得られるように規定を設けているところではあるが信託事務の内容等に照らして簡易な記載内容で差し支えない事項などもあると考えています。今後は、公益事務の内容や規模等を踏まえ、受託者に過度の負担が生じることがないように取組を進めたいと考えています。加えて、法律施行後も、柔軟な運用・修正を行っていくことにより、御懸念を払拭していけるよう</p> <p>受託者・信託管理人、公益事務、信託行為等があり得ることを前提に、行政庁の監督に当たって必要な情報を得られるように規定を設けているところではあるが信託事務の内容等に照らして簡易な記載内容で差し支えない事項などもあると考えています。今後は、公益事務の内容や規模等を踏まえ、受託者に過度の負担が生じることがないように取組を進めたいと考えています。加えて、法律施行後も、柔軟な運用・修正を行っていくことにより、御懸念を払拭していけるよう</p>
--	---	---

		努めてまいります。
<p>通し 99</p>	<p>「公益財団法人が公益信託を受託できる未来」は、この法律の試案を検討している段階から、受託者の担い手として内閣府の助成財団を想定していましたので、公益信託に今後取り組む意義は大いにあると考えました。</p> <p>1. 今回の制度変更で、我々公益財団法人 A が公益信託を受託できる組織になるためには、どのようなことが課題になってくるのか？</p> <p>共同受託方式のありかたはどうしたらいいのか？信託の受益者には大変重い受託者責任 (Fiduciary duty) が課せられています。その義務は、信託法や信託業法により、善管注意義務・忠実義務・分別管理義務などが定められています。信託を取り扱うには、信託免許の取得 (信託銀行や信託会社) または信託契約代理店の登録が、現行法では必要です。新しい「公益信託に関する法律」では、受託者に信託業法の適用については定めはありませんので、今後、「公益信託に関する法律施行規則 (内閣府令)」や「合同命令 (内閣府令・法務省令)」で規定されるものと考えられますが、恐らく現行法に準じた厳しい基準 (信託を適正に取り扱うことができるのか) が求められるのではと思います、その水準に達することが課題になるものと考えられます。共同受託方式については、2024 年 3 月末時点で 378 件の公益信託のうち、恐らく 3 件だけだと思われれます。</p> <p>代表的な共同受託には、アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) があります。  <a href="https://act-trust.org/about/system/">https://act-trust.org/about/system/</a></p> <p>これは信託銀行 4 行が共同受託して、信託事務の負担を分散していますが、今後は異なる目的の共同受託が考えられます。</p> <p>例えば、美術館の運営や美術系学生への奨学金の公益信託を設立する場合、我々公益財団法人 A には美術館の運営のノウハウや人材選定の能力はあるものの、信託</p>	<p>公益信託法第 8 条第 2 号の規定は、共同受託の場合は、受託者全体で判断されることとなります。具体的な審査の在り方は、今後、検討していくこととなりますが、例えば、それぞれの受託者の業務内容が信託行為に定まっている場合には、当該業務内容に即して、必要な経理的基礎及び技術的能力を備えているかチェックすることが考えられます。</p> <p>受託者の経理的基礎については、例えば、施行規則案第 4 条第 1 項第 1 号において、「当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な」としていることから明らかのように、「当該公益信託事務」の規模や内容によって変わる仕組みとして構築しております。具体的な運用については、小規模公益信託も含め、実際のニーズについて関係者の意見を聴取しながら検討を進め、柔軟に運用していくことを予定していま</p>

<p>財産の管理や運用の能力（パブコメで後述）は十分とは言えないので、その能力を有する信託銀行や信託会社と共同受託することが考えられます。</p> <p>一方で、受託者の固有の事業と受託する公益信託の事業の間で、利益相反が生じないように注意することも必要です。</p> <p>2. 上記課題をクリアするために制度側に要望や提案（パブコメ）をするとしたらどのような内容がよいのか？</p> <p>パブコメ資料にある「【参考資料】公益信託に関する法律施行令等」が全体を理解しやすいので、これを元に考えてみました。</p> <p><a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;Mode=0&amp;id=095250420">https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;Mode=0&amp;id=095250420</a></p> <p>公益信託に関する法律と下位法令の関係は P4 にある図のとおりです。「公益信託に関する法律」は既に制定されましたので、今回のパブコメは「施行令」「施行規則」「合同命令」に関する意見を検討することになります。</p> <p>論点はたくさんありますが、弊財団が考えるべき点は、P7 の「施行規則全体像」のうち「公益信託の認可の基準」だと思います。受託者の能力要件については、施行規則第 4 条と 5 条に規定されています（資料 P12 ご参照）。ここには「経理的基礎」＋「技術的能力」＋「監督能力」が要件としてあり、厳しい能力基準となっています。特に技術的能力には「公益信託事務を処理するために十分な知識及び経験を有する者の関与が必要」とされています。今回の公益信託の改正は、公益信託の取り扱いを増やすという大命題があり、この厳しい基準は立法府の意思に反すると思われる。</p> <p>上記のような背景から、パブコメとしては次のことを考えました。</p>	<p>す。</p> <p>御指摘のとおり、公益信託法令においては免許制・登録制が前提とされてはおりませんが、委託者保護の必要性等について、信託業法の目的と共通する部分もあり、公益信託との違いを勘案しつつ、信託業法についても適宜参考にしているところです。</p>
--	--

	<p>◆受託者は、共同受託者や信託管理人と合わせた全体で、信託事務を遂行できれば良いのであって、個々の受託者について能力要件を定める必要はなく、全体としてガバナンスを保てる設計を求める。</p> <p>◆今後、公益信託を新規に創出するためにも、個々の受託者に「十分な知識や経験を有する者の関与」を求めるのではなく、簡便で軽装備の基準をもって参入障壁の低い精度設計を求める。</p> <p>◆一律の規制基準ではなく、規模別（信託財産額別）・類型別（信託財産の種類別）の規制とし、小規模の公益信託の組成を促進する制度とすべきである。</p> <p>◆受託目的が営利でない公益信託については、免許制・登録制を前提とした信託業法を下位法令の参考にしないこと。</p> <p>以上</p>	
<p>通し 100</p>	<p>従来の公益信託は各省庁が個別に許可・監督する「主務官庁制」でこれが不透明で使いにくいとの指摘から改正では一元的な行政庁による認可・監督に変更されると改正では認可基準やガバナンス規律を法律で明確に定めることで制度の透明性が向上します</p> <p>一方で 公益信託の受託者の範囲が拡大され これまで主に国内の信託銀行や信託会社に限定されていた受託者が 外資系金融機関や企業 海外からの投資家に開放される可能性があります</p>	<p>御指摘のように外資系金融機関や企業等が公益信託の受託者になることも排除されませんが、受託者となる当該機関等は日本国内の公益信託法令を遵守しなければなりません。</p> <p>公益信託法令においては、受託者が不当に高額な信託報酬を得ることや、特別の利益を得ることは許されておらず、信託行為に定められた信託の目的の達成のために忠実に公益信託事務の処理をしなければならな</p>

	<p>公益信託は日本の社会や地域のための仕組みであり  外資が利益追求を優先することで  公益目的が損なわれるリスクが懸念される</p> <p>外資が信託財産を管理する場合  財産の運用先や情報管理が海外に流出するリスクが考えられる</p> <p>また  国内の信託業界への影響も懸念される</p> <p>公益信託は  国内の公益団体や地域コミュニティのニーズに応える仕組みとして発展してきた</p> <p>外資が主導することで  国内の価値観や優先順位が軽視される懸念</p> <p>監督体制が不十分な場合の透明性・安全性  などが懸念されます</p> <p>昨今日本では「公」の範囲を拡張しすぎに感じます</p> <p>日本の「公」と海外各地域の「公」はそれぞれ</p>	<p>いとされており、受託者が、自己の利益追求を優先して公益信託事務を行うことは許容されない仕組みになっています。受託者が公益信託法令に違反して自己の利益を追求するような場合には、委託者及び信託管理人は、その合意により受託者の解任をすることができるほか、行政庁も監督上の措置を講じることができます。</p> <p>このため、外資系金融機関等が受託者になることで日本の「公」益が損なわれるとは考えておりません。</p>
--	---	--

	<p>歴史や文化習慣などによって違うもので 日本の「公」は日本国内でこそ担うべきで 「公」役員はその為に働いているのでしょう</p> <p>外資参入に繋がりがねない今回の改正は 今一度見直すべきです</p>	
<p>通し 101</p>	<p>1 私は弁護士であり、かつ社会公益活動の中間支援を行っている法人の会員です。また、家族が子ども食堂の実際の作業に参加しており、その運営状況などを詳しく聞いている立場にもあります。</p> <p>公益信託法の改正・施行によって、実際に現場で行われている子ども食堂などの運営に大きなプラスになることを期待する観点から意見を提出します。</p> <p>このパブリックコメントの募集を知ったのがつい最近のことであり、法律施行令（案）についても十分には読み込んでいませんので、法律家というよりは子ども食堂の運営などの実務に資するためにはどのようにすればよいかというアプローチで意見を述べます。</p> <p>なお、前提として、子どもの貧困や食事などの対策・対応は本来国や行政がなすべきものであり、その不足する部分の当面の緊急対応策として多くの人の善意で子ども食堂が各地に出来ているということをきっちり押さえていただきたいと考えます。国や行政としては、その多くの人の善意が実るように援助すべきものであり、関与している人・関与しようとする人に繁雑な作業を課して、実際に使いにくい制度にすることは決してないように留意していただくことを肝に銘じていただければと思います。</p> <p>2 子ども食堂を運営したり支援する中間支援法人で大規模なものはありません</p>	<p>寄附の在り方としては、社会貢献活動を行う法人等への寄附、社会貢献活動を行う法人等を支援する公益法人等への寄附（冠基金等を含む）など様々な手法があります。その中で、公益信託については、信託財産を拠出した委託者又は寄附者に対する税制優遇、運用益非課税などの措置が講じられており、適切なガバナンスや透明性の確保が不可欠であると考えます。個人や小規模な団体が受託者になる場合であっても、公益信託の受託者になる以上、公益事務の内容や規模等に応じた経理的基礎・技術的能力等は必要であると考えております。その上で、公益事務の内容や規模等に照らして、受託者に過度の</p>

<p>が、そのような大規模なものや公益信託額が大きなものに関しては、施行令（案）に定められているようなチェックや実務作業が公益を確保する観点から必要なことは理解します。</p> <p>しかし、そのようなところはごく少数であって、ほとんどの子ども食堂は、個人もしくは小規模な NPO が運営しているという実態であると考えます。そういったところが受託者になったり、そういったところの支援を主に信託財産の管理・運用をする受託者の場合は、きわめて小規模な団体か個人が受託者になるのであって、複雑な事務を行わせることは不可能に近いものがあります。</p> <p>それを経理的基礎や技術的能力や監督能力で事前にチェックして絞ってしまつては、およそこの新しい公益信託制度が活用されなくなってしまいます。</p> <p>受託者には、過大な事務を負わせることなく、事前規制ではなく、不都合事例には事後チェックを働かせる方向でしか活用は望めないのが、是非そのような視点からチェック内容や形態を再考願えればと考えます。</p> <p>3 金額規模についても、同様な視点からの区別が必要です。金額が何億を超えるような大きなものについては、施行令（案）のようなことで構いませんが、幅広く公益信託を活用してもらうためにはせめて 1000 万円程度の公益信託を可能にすべきです。子ども食堂を行っている大多数の個人や NPO にとっては、1000 万円というのは大きな額であり支援されたら大いに活用できる額です。</p> <p>その程度の額の公益信託を可能にし、かつその程度の額であれば事務作業も簡単なものでよく、収支が分かり事後チェックができればいいだけです。そのような規模の公益信託が出来るようにすることこそが、今回の施行で一番重要なのではないかと考えます。</p> <p>4 弁護士をしていますので、遺言書（遺贈）の作成や不動産売買に関するこ</p>	<p>負担が生じることがないように取組を進めたいと考えており、今後、具体的なニーズを見ながらガイドライン等で負担軽減の在り方については検討を進める予定です。加えて、法律施行後も、柔軟な運用・修正を行っていくことにより、御懸念を払拭していただけるよう努めてまいります。</p>
--	---

	<p>とは多々あります。しかし、その中で遺産や不動産譲渡益などの一部を、公的な寄付や支援にあてようとする方は、残念ながらほとんどいません。</p> <p>公益信託制度があることを広く広報し、1000万円単位で自分が直接携われなかった公益的用途に継続的に使用する制度があつて意思を活かすことが出来るようになることを、この施行を契機に国民によく知ってもらえればと考えます。そのような内容を知った国民や法人の中から、この制度を活用しようとする個人・法人が多数出てくることを期待します。</p> <p>よろしくご検討下さい。</p>	
<p>通し 102</p>	<p>政省令による規定はあまりにも複雑でわれわれ一般市民には理解ができません。本来、公益信託をどう使ったら、まちづくり、文化財の保存と活用、多様な社会福祉事業に対応できるのかという視点を出発点にすべきです。法律の専門家でないと読み解けないものならば、あえて制定する必要はないと思います。法制度先行ではなく、経営学的アプローチを大切にすべきです。</p> <p>まず、例えば、子ども食堂のために、住宅などの不動産を活用する事業について具体的な経営計画が可能にするのならどういう制度設計がありうるかという視点から行政立法をするべきです。</p> <p>私に取り組むとしたら、A市などの伝統的な町並みの中で発生しかねない空き家を防ぐため、公益信託を使えないかということです。受託者の財産状況も申請させるとなると、ふつうの市民には使えません。受託者はお金持ちでないといけないのでしょうか？融資を受けて建物を改修し、それを一棟貸しの民宿にし、その収益で返済し最終的には公共的な共有財産にしていくという戦略は無理なのでしょうか？</p> <p>脱税などを心配しているようですが、お金持ちだけを相手にしているとその可能</p>	<p>法令の規定は、あらゆる事象に適切に対応できるよう一般的・抽象的なものとしていることについて、御理解いただきたく思います。</p> <p>その上で、ガイドライン等においては、具体的なニーズ等も踏まえて分かりやすく解説していきたいと考えています。その際には、街づくりなどの取組を含め、公益信託の活用に係るニーズ等を聴取しつつ検討を進めていきたいと考えています。さらに、制度の運用開始後も、具体的なニーズ等を把握しつつ、柔軟な運用・修正を行っていくことにより、御懸念を払拭していけるよう努めてまいり</p>

	<p>性は飛躍的に高まります。むしろ、小さな取り組みを盛んにすれば脱税をする余地は極めて狭まります。私だったら、ともかく計画をつくり申請して不認可になったら、「不利益処分」だとして行政手続法の規定を利用して行政訴訟を起こします。こうしたほうが、法の趣旨に見合った制度であるかを裁判を通じて検証していくことが可能になります。</p> <p>法制度づくりは本来、全体プランの中で下請け的な役割のはずです。法律家が先行して制度を固めるとむしろ「使えない制度」になりかねません。地域社会の現場で活動している人の意見を取り入れて作り変えてください。</p>	<p>ます。</p>
<p>通し 103</p>	<p>提出書類に関しては限りなくシンプルなものにした方が良い。</p> <p>また「公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度」とあり、その受託者の範囲が広がり「様々な団体・法人が公益信託の担い手になることができる」となっている。</p> <p>現在のような医療機関にとって非常に厳しい診療報酬体系、水道光熱費の高騰、物価高騰、賃上げ等々を考えると、公益目的事業の一部または施設等を『公益法人以外へ公益目的事業のまま譲渡が出来る仕組み（※）』も併せて構築しないと公益性があり地域からも求められている公益目的事業の継続が危ぶまれる。</p> <p>具体的にはA市医師会の理事者が無報酬で公益目的事業であるA市医師会病院の運営に当たっているが、前述の理由で病院経営の現状が非常に厳しいことから、病院経営のノウハウを持った然るべき法人等への経営委託を検討している。</p> <p>その仕組み（※）について速やかに構築していただきたい。</p>	<p>提出書類については添付書類も含め、可能な限りシンプルなものとなるよう努めてまいります。</p> <p>公益法人の公益目的事業財産については、公益目的事業のために費消等する必要があります（公益法人認定法第18条、公益法人認定規則）。</p> <p>また、営利事業を営む者に対して、寄附その他の特別の利益を与える行為は禁じられています（公益認定法第5条第4号）</p> <p>その上で、必要な手続を経て、公益目的事業として実施していた事業を公益法人以外へ譲渡することは制度上可能と認識しております。</p>

		<p>また、新たな公益信託制度においては、公益法人が、当該事業に係る財産を信託財産として適切な者を受託者とする公益信託を設定することも可能になると考えています。</p>
<p>通し 104</p>	<p>今回の法改正は公益信託のハードルを下げ、個人や市民活動団体であっても受託者になれる道を拓いたものと期待していました。しかし、政令案等を見ると不正を恐れる余りなのか、細かすぎ、提出書類も多すぎて、実用には適していません。</p> <p>2001年に認定 NPO 法人の制度を創設する際も、当時の麻生大臣が国会答弁で「半分ぐらいの団体はパブリックサポートテストをクリアできるのではないかと見通しを述べておられたが、実際はとてども厳しく、現在も認定団体は2%程度にとどまります。悪意があって認めないようにしているのではなく、過度に厳しい制度設計の問題であると思われる。公益信託も同じ轍を踏まないよう、使いやすく柔軟な制度となることを強く望みます。</p> <p>○人口減少に伴い、今後は土地や建物を活用したファミリー信託や、地域運営組織が信託管理人を目指すケースが増えると予想されます。一般人や地縁組織の役員らが利用しやすいよう、例えば 5000 万円以下（金額については要検討）の信託財産については、小規模案件とみなし、簡易な手続きで創設・運用できるようにすべきではないでしょうか。</p> <p>○信託目的については事前に決めておくことが望ましいですが、実際に事業を始</p>	<p>寄附の在り方としては、社会貢献活動を行う法人等への寄附、社会貢献活動を行う法人等を支援する公益法人等への寄附（冠基金等を含む）など様々な手法があります。その中で、公益信託については、信託財産を拠出した委託者又は寄附者に対する税制優遇、運用益非課税第三者からの寄附についての税制優遇などの措置が講じられており、適切なガバナンスや透明性の確保が不可欠であると考えます。信託財産の額が小さい公益信託においても、必要なチェックは不可欠であると考えています。</p> <p>一方で、公益事務の規模や内容その他信託行為の内容等によっては、そもそも利用が想定されない項目</p>

めてみると変更すべき点や追加すべき事項が、少なからず出てくることでしょう。始めてから1～2年で状況が変わることもあり得ます。その際、重大な変更でなければ、届出だけでできるようにすることが肝要だと思います。いちいち再申請⇒認可待ちをするのは、手間も時間もかかり過ぎ、迅速な対応ができません。またもとの書式を厳密にし過ぎない（必須事項をできるだけ少なくする）ことも大事です。

○この先、ガイドラインを作成されるときを検討課題かもしれませんが、住民自治の「地域運営組織」や「空き家を活用した居場所づくり（子ども食堂含む）」など、現在または近未来の具体事例を想定した制度設計が望まれます。そのためには公益目的の中に「地域自治」や「まちづくり」に直接結びつく項目を加える（または既存分野に文言追加）ともに、NPO法の別表19番目にある中間支援や20番目にある地方自治体が条例で規定できることを追加すべきだと考えます。

○添付しなければならない書類が細かすぎます。とくに受託者の経理的要素はここまで細かく必要でしょうか？そもそも法には「経理的基礎・技術的能力」という文言はありますが、財産的な裏付け（固有財産の多寡）を条件にはしていないので、千円単位で借金の有無まできくのは行き過ぎかと思います。これを聞いて、なにを確かめたいのか分かりません。

○繰り返しになりますが、昨年の公益信託法の改正は、もはや政府（行政）だけでは対応できなくなった社会的な諸課題（格差の拡大や繋がり希薄化など）を、民間の資金・財産・知恵により解決または緩和していくこと。その財源として、民

（例：公益信託事務継続予備財産や、公益事務割合に係る費用の調整（規則28条～30条）など）があるほか、申請書添付書類等において、審査に当たって必要ではあるが信託事務の内容等に照らして簡易な記載内容で差し支えない事項などもあると考えております。引続き、運用段階において、具体的なニーズを踏まえ、受託者の負担軽減について検討してまいります。

信託の変更に関しては、府令第11条において変更認可が不要となる軽微な変更を定めています。

信託行為の記載を大きくにした場合、受託者の裁量が大きくなることから、必然的に受託者に求められる経理的基礎及び技術的能力や、信託管理人に求められる監督能力についてより高い水準が必要となります。具体的な公益事務の内容や受託者の仕組み、信託管理人の仕組み等に応じて、信託行為の内容を適切に

	<p>間の所有する潜在的な財産（相続者がおらず管理に困っている不動産など）を活用するのが、そもそもの狙いではないでしょうか。不正や濫用を防止したい（だから厳格にしたい）気持ちは分かりますが、それが新しい公共（事業）の芽を摘んでしまうことのマイナス面にも配慮すべきと思います。</p> <p>○改正公益信託にかんする世論が盛り上がっていないことを懸念します。私達NPOでも勉強や働きかけが足りませんが、事務局や研究会としても、もっとこの問題を周知していただきたいです。</p>	<p>記載いただくことで、公益信託事務の内容に応じたガバナンスを確保しつつ、個人を含め多用な者が受託者となる制度が実現するものと考えています。</p> <p>公益事務の種類について御意見を頂きました。別表の規定は、公益補人認定法の別表と同じですが、現時点で、およそ公益と考えられる事業目的は全て網羅されていると考えています。まちづくりに携わる法人や中間支援を行う法人等も公益法人として認められており、都道府県からも特段の問題があるとのことご意見は頂いておらず、政令において項目を追加する必要があるとは認識しておりません。また、様々な公益事務・公益目的事業が認められることについては、HP等における情報開示を充実することにより、従来以上に明らかになると考えています。</p> <p>また、ガイドラインについては、公益信託の具体的な活用例を想定しな</p>
--	---	--

		<p>がら制度の具体的運用について検討を進めてまいります。</p> <p>受託者固有の財産に関しては、受託者が破産手続開始の決定を受けたことは受託者の任務終了事由となることなどから公益信託事務の適正な処理に支障を及ぼし得ること、一般に、固有財産に関して破産状況にあるような個人・法人が他人の財産を管理するための公益信託事務を適正に処理できるとは考え難いことなどを踏まえ、認可基準である受託者の経理的基礎の観点から、公益信託事務の処理に支障がない程度の財政基盤が必要となるものと考えております。そのため、受託者の固有財産の状況を行政庁が確認できることとしています。</p> <p>ただし、受託者個人・法人ともに債務超過を一定の基準として設けつつ、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して合理的な説明がされた場合には経理的基礎の基準を充足</p>
--	--	---

		<p>するものとして運用されることが考えられます。また、御指摘を踏まえ、簡素化の観点から、個人が受託者となる場合の様式第2号について、単位を千円単位から百万円単位とします。</p> <p>過剰な規制により公益信託の活用が阻害されることがあってはならないと認識しておりますが、一方で、社会からの制度への信頼が不可欠であり、内閣府の調査において、寄附の妨げとなる要因として、「寄附先の団体・NPO 法人等に対する不信感があり、信頼度に欠けること」「寄附をしても実際に役に立っているとは思えないこと」などを挙げる者が相当数います。内閣府としては、適切なバランスを図りつつ、取組みを進める考えです。</p> <p>政令・内閣府令等の公布により、今後公益信託制度の全体像をよりお示ししやすくなると考えており、本年夏以降、より一層広報活動に取組ん</p>
--	--	---

		<p>でまいります。</p> <p>また、具体的なニーズに応じて、使いやすく、分かりやすい制度設計を進める観点から、ワークショップの開催等も検討しており、引き続き、関係者との対話を重ねつつ、取組を進めてまいります。</p>
通し 105	<p><b>**公益信託の見直しが行われ、制度が活用されることを強く期待します。**</b></p> <p>地域における多様な公益活動の実践主体は、行政サービス・制度の限界を超えて新たな価値を生み出してきました。</p> <p>たとえば、A 公益信託では公益信託が有効に活用され、草の根的な活動への助成を通じて、社会貢献活動の担い手の育成や新たな地域課題の発掘・解決方法の提案に大きく貢献してきた実績があります。</p> <p>制度が認知・周知され、よりよく活用されることを期待し、以下、3 点提案します。</p> <p>---</p> <p><b>**1. 受託者の「経理的基礎及び技術的能力」評価において、公共サービスの担い手としての実績を考慮すること**</b></p> <p>信託法第 8 条および施行規則第 4 条に規定される「受託者の経理的基礎及び技術的能力」の判断基準において、地域において継続的に公共サービスを担ってきた実績</p>	<p>1. 経理的基礎及び技術的能力については、個別の公益信託事務の内容等に照らして判断されますが、一般論としては、継続的に公共サービスを担ってきた実績は、考慮要素となり得るものと考えております。なお、公共サービスの経験以外にも、多様な要素を考慮して経理的基礎及び技術的能力を認定することがあり得るものと考えており、当該経験がないことをもって直ちに「経理的基礎及び技術的能力がない」とは評価されません。</p> <p>2. 公益法人制度においても、「行政庁や担当ごとに指摘がバラバラである」といった指摘もあったことを</p>

<p>を、能力評価の一要素として位置付けることを提案します。</p> <p>特に、行政からの委託事業や指定管理者制度を通じて公共サービスの提供を担ってきた民間主体は、運営要件や経理要件について、行政による実績報告確認や監査等により客観的に評価を受けてきた蓄積があります。こうした実績は、公益信託の受託者としての適格性を判断するうえでも有益な指標となり得るため、その評価に適切に反映する仕組みを設けることを提案いたします。</p> <p>ただし、公共サービスの担い手実績がないことが参入障壁にならないよう留意が必要です。</p> <p>---</p> <p><b>**2. 許可判断における透明性と全国的な一貫性の確保**</b></p> <p>公益信託の設定には行政庁の許可が必要とされていますが、実務上、担当官や地域によって判断に差が生じることが懸念されます。同じ法令に基づく制度であるにもかかわらず、公益性の解釈や受託者の適格性判断において不透明さや地域差があることは、制度の公平性や信頼性を損なうおそれがあります。</p> <p>そのため、許可された事例だけでなく、許可されなかった事例（申請後に取り下げられたものを含む）についても、判断理由や課題等を体系的に整理・公表する仕組みを整備すべきです。また、それを踏まえて、担当行政庁間での判断基準の共有と</p>	<p>踏まえて、法人や国民など利用者から見て、分かりやすく予見可能性が高いものとする等の観点から、昨年、ガイドラインを全面的に見直しました。このガイドラインは、社会情勢の変化、判断の蓄積、関係者の要望等を踏まえ、少なくとも、年に1回は見直しを検討することとしています。また、運用の透明性を確保し、正確な理解を促進する観点から、認定法に基づく各種判断について、事例集を作成することも明らかにしています。</p> <p>公益信託についても、同様の考え方の下、透明性の確保等を図っていくことを考えています。</p> <p>3. 公益法人制度においては、毎年度、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」をとりまとめ、公表しています。公益信託についても同様の取組をすることを考えています。</p>
---	---

	<p>ガイドラインの明確化が必要です。</p> <p>---</p> <p><b>**3. 定期的な実態調査による制度活用の好事例収集と運用の見直し**</b></p> <p>なお、こうした情報の可視化にあたっては、実態調査を行い、公益性評価の妥当性や制度の活用実態を継続的に把握することが有効です。例えば、認定 NPO 法人については、認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワークが発行する「認定 NPO 法人白書」があり、類似の取り組みが官民協働でなされることが有効と考えます。</p> <p>[認定 NPO 法人白書] (<a href="https://npoatpro.org/topics/20250223_2.html">https://npoatpro.org/topics/20250223_2.html</a>)</p>	
通し 106	<p><b>【総論】</b></p> <p>新しい公益信託制度については、公益の増進及び活力ある社会の実現に資する観点から、民間による公益的活動を活性化するとともに、高い信頼性を確保する制度となることを期待する。</p>	御賛同の意見と受け止めさせていただきます。
通し 107	<p>4. その他</p> <p>不動産を信託財産とする場合、その不動産の属性や瑕疵によっては公益信託に不向きなものもあり得るため、認定にあたっては、その財産の内容も慎重に審査すべきと考えられる。その際の基準をガイドラインにより明らかにされたい。</p> <p>以上</p>	御指摘の点につきましては、今後、実際のニーズも勘案し、必要に応じてガイドライン等での記載を含め、検討してまいります。

<p>通し 108</p>	<p>●はじめに</p> <p>はじめに、公益信託制度創設以来の抜本改正の検討・成立や来春に迫った新公益信託制度施行に向けて、この間の施行準備に取り組んでいただいている内閣府・法務省をはじめとした関係省庁の皆様や新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会委員など関係者のご尽力に深く御礼申し上げるとともに敬意を表します。また、上記研究会での議論を経て、既に一定の緩和・簡素化、事業型公益信託における人件費等の事業費明確化や信託業法適用除外等も対応していただいている点にも、心より御礼申し上げます。一方で、今回パブリックコメントの対象となった政省令等の原案には課題も多く、新制度の普及・利活用には改善が必要不可欠と考えますので、以下、意見を述べます。</p> <p>●総論</p> <p>1. 信託行為や認可・変更認可申請、定期提出書類等について内容・項目や種類・分量が複雑かつ多量であり、公益法人制度等と比較して「軽量軽装備」「柔軟・機動的」であるのが相対的優位であるはずの公益信託制度が実現されておらず、公益信託法（以下、「法」と略す）の定めを超える規制・規律や義務付けが政省令・規則レベルで多数盛り込まれている。制度始まって以来の抜本改正を活かすためには、規律密度を合理化し大幅な書類・手続の簡素化が必要である。（例えば「法人」である特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証申請時の必要書類数は8種類であるが、現行案では公益信託認可申請時に計約20種類近い書類を求められることになる（法人受託者の場合））。そもそも、新たな義務を課すのであれば、政省令によるのではなく法律改正により国会審議を経て行うべきである。</p>	<p>（1について）</p> <p>公益信託であっても、受託者の裁量の幅や公益信託事務の内容によっては「軽量」とは言えず、公益を名乗り、税制優遇を受けて活動するには相応のガバナンス（装備）が求められます。例えば、公益法事や信託銀行などガバナンスのしっかりした法人が受託者となる場合には、概括的な定めの信託行為に従い、柔軟に公益信託事務を行うことが想定される一方、公益信託事務の具体的内容等が明確に規定されている信託行為に従い、受託者の経理的基礎及び技術的能力については柔軟に判断するなどの取扱いが想定されます。</p> <p>施行規則第以2条においては、多種多様な公益信託の認可基準適合性について適切に審査できるよう、法律の委任に基づき、必要な書類を定めるものです。なお、学校法人や社会福祉法人など多くの法人類型においても、添付書類等は省令等において</p>
---------------	---	---

	<p>2. 非営利かつ公益の法人格を想定していない上記信託法の読替適用において、多様な法人格が受託者となる想定・検討が不十分な印象だ。規則案第2条にある認可申請における法人受託者に求められる「貸借対照表」や「損益計算書」をはじめ、NPO法人や公益法人、社会福祉法人、学校法人等をはじめ、地方公共団体・宗教法人・海外法人等の多様な受託者を想定した補足・読替等を定めるべきである。</p> <p>3. 今回のパブリックコメント対象となった政省令等だけでも読解・解釈・理解に相当な負担であり、法に加え読替適用される信託法は条文数も約270条と大変な分量であり、参考としている公益法人制度よりも複雑化している印象だ。このままでは専門家ですら読解が難しく、ましてや新たな担い手として期待される地域のNPO法人・市民等にとって新制度の利活用が困難であり、特に専門家が少ない地方において普及しない可能性が高い。新制度活用に向けては上記の簡素化合理化を十分に図ったうえで、新制度や関連法制について広く市民に分かりやすく整理し周知する必要がある。</p> <p>4. 先述の研究会等において、既に改善が図られていることは評価するものの、今後想定される実効性のある制度設計や施行後の現場実務への当てはめ・実装、幅広いステークホルダーによる検討の必要性等を踏まえると、研究会メンバーに受託者として想定される現場のNPO法人や中間支援組織の関係者を含めるべきである。その上で、法附則での5年後見直しを待たずに必要な点は積極的に法改正にて改善を図るとともに、幅広い関係者の協力を得ながら、新制度普及に取り組むべきである。</p>	<p>定められています。</p> <p>(2について)</p> <p>受託者となり得る者は多様であり、その全て性質に応じて対応する条文を置くことは、現実的に困難であり、かえって分かりにくくなると考えています。このため、御指摘の「貸借対照表」及び「損益計算書」も含め、一般的と考えられる用語を使用しています。今後、具体的なニーズを踏まえて、多くの受託者等に分かりやすいように、ガイドライン等において考え方をお示しすることを検討しています。</p> <p>(3について)</p> <p>公益信託は、受託者が多種多様であり、ガバナンスについても多様な制度設計が可能であるところ、あらゆる事象に対応できる必要がある法令については、複雑なものとならざるをえないことについて、ご理解い</p>
--	---	--

		<p>ただきたく思います。</p> <p>そのうえで、今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて分かりやすい形で、制度の説明の内容を示すことができるよう取り組んでまいります。</p> <p>(4について)</p> <p>御意見も踏まえ、関係者と対話を行いつつ、取り組みを進めてまいります。</p>
<p>通し 109</p>	<p>公益信託の法改正はとても重要だと思えます。特に、信託財産と受託者の範囲の拡大が大事です。これにより、様々な公益事務（活動）の展開に繋がってほしいです。しかし、示されている案については、実務的に過剰であり使いづらいところが多いと見受けられます。有識者の検討会はありましたが、市民活動の実務に通じた方の参加は少なく、このパブリックコメントで出た意見を整理し、実務的な観点から過度な所は改め、この制度改正によって、今後多くの活用事例が生まれることを望みます。この制度改正により、経済的には価値がないとされる空き家等も将来にわたる資源として継承し活用できる道が拓かれることになると見受けられます。いわば令和のcommonsの誕生です。単身世帯が増え、財産を遺す子孫がない方も増えていきます。ご自身が社会にささやかに貢献する機会ともなります。法改正で大事にして欲しいのは、信託されるのは、財産というかたちはとりますが、その本質は「未来への希</p>	<p>激励の御意見と受け止め、御意見も踏まえて取組を進めたいと思えます。具体的なニーズに応じて、使いやすく、分かりやすい制度設計を進める観点から、ワークショップの開催等も検討しており、御意見も踏まえ、引き続き、関係者との対話を重ねつつ、取組を進めてまいります。</p>

	<p>望」だと思えます。地域をよりよくするために汗を流している仲間を応援する気持ちです。その気持ちには、場合によっては財産が毀損したり、財産を活用できなくなるリスクは許容されうると考えます。そのため、財産が毀損するかもしれないというリスクの説明と、リスクが顕在化した時の対応について提供者が納得することを前提として、実務者が過度な負担を心配することなく、財産が信託のかたちにより社会で活用されることが実現されることを望みます。使いにくい制度には価値はありません。今必要なのは、リスクをゼロにするための緻密な制度設計ではありません。活用の入り口での敷居を高くせず、色々な事例を通じて、みんなで制度を育てていければ良いと思えます。具体的な指摘とならずすみません。パブリックコメントで出た意見の採否を決める視点として考慮いただけると幸いです。よろしくお願ひします。</p>	
通し 110	<p>公益信託には市民コミュニティ財団として大変期待しています</p> <p>○改正公益信託法関係政令・府令等案の議論になぜ、市民コミュニティ財団や中間支援組織がないのか？課題である</p> <p>今後、現場で制度を活用するのは各地域で寄付を行う市民コミュニティ財団に期待が高い。今や、市民コミュニティ財団の登録する一社全国コミュニティ財団境界は人口の寄付カバー率は78%と、寄付の現場に最も近く、本改正の議論に現場視線を持ち込める。ぜひ、検討委員に現場目線の議論を持ち込めるじんざいも招いて欲しい</p>	<p>御意見も参考に、今後とも、引き続き、関係者と対話を行いつつ、ガイドラインの検討・運用の継続的な見直し等を行ってまいります。</p>
通し 111	<p>(1)必要な事後規制による制裁や回復措置を充実させることが重要だと考えます 再審制度（不服審査制度など）を充実させることが重要だが、それが十分ではな</p>	<p>財産拋出者の意思を確保しつつ寄附を行う手法としては、寄附者が賛</p>

	<p>いから事前規制をする、という議論は本末転倒だと思います</p> <p>あまりにも書類や制度の負荷が大きく、一般 NPO などには取り扱うことは難しく、中間支援組織である市民コミュニティ財団など、公益財団法人の資格を持つ団体しか行かせない可能性があるがそれでいいのか？</p>	<p>同する法人等への寄附、公益法人等に対する用途を指定した寄附（いわゆる冠基金等を含む）など様々な手法があります。その中で、公益信託については、倒産隔離等の仕組みなど寄附者の意思の実現を確保するための規律が法定されるとともに、信託財産を拠出した委託者又は寄附者に対する税制優遇、運用益非課税などの措置が講じられています。単純に簡易な手続を求めるのであれば、法人に対する寄附（指定寄附を含む。）を行えば足りると考えられるところ、公益信託においては適切なガバナンスや透明性の確保が不可欠であり、その認可に当たっても受託者の能力等について適切にチェックすることが不可欠であると考えます。</p> <p>そのうえで、施行令案等においては、公益事務の内容・規模・信託財産の種類等に応じて、公益法人と同等のガバナンスを持たない者であっても受託者となることができるよう措</p>
--	--	---

		<p>置するとともに、受託者等の不合理な負担が生じないように必要な規定を設けるなど、負担の軽減に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、実際の運用に当たっては、新しい公益信託への実際のニーズを踏まえて柔軟な運用・修正を行っていくことにより、御懸念を払拭していけるよう努めてまいります。</p>
<p>通し 112</p>	<p>(3) 収益事業と資産運用との境界線が問題になるのは、基準を明確にして欲しい 不動産の賃貸料収入を目的とした利用は収益事業で不可で、株式投資や債券運用は資産運用で可能というのは、現場が見えていないと考える。小さな収入があることで、遊休不動産を活用できる NPO や非営利組織は地域にたくさんいる</p>	<p>一般に、収益を得ることを目的に、事業を行う場合は「収益事業」に該当し、公益事務のみを行うこととされる公益信託において行うことはできないものと考えます。株式投資や債券運用であっても、株式投資等であっても短期の売買を継続するなど事業としての実態がある場合には、収益事業になります。</p> <p>一方で、公益事務（公益目的事業）の対価を受けることは可能であるほか、収益性の高い事業を公益目的事業の一部として実施することも可能であると考えており、御意見のよう</p>

		な考えがあることも参考にして、今後、検討してまいります。
通し 113	<p>(8) 分別管理 受託者と受益者（or 公益目的）とは利益相反する可能性が潜在している。 もともと受託者報酬はなかった。今でも基本は無報酬原則が残っているが、受託者報酬が認められないと制度活用のインセンティブが働かない</p>	御指摘の点につきましては、法第8条第11号において「不当に高額」ではないような公益信託報酬及び信託管理人の報酬支払基準を定めることが規定されており、当該基準に従って受託者が公益信託に係る信託報酬を得ることは、認められることになっております。
通し 114	<p>(9) 収益事業の禁止について 本来事業との関係でどこまでが収益事業かが不明確で手が出しにくい。例えば、放課後デイや不登校の子ども支援や子ども食堂をしている団体が、子供たちが作ったカレーレトルトを販売したら、収益事業か本来事業なのか？など不明確、現場の創意工夫を活かして欲しい</p>	御意見も踏まえ、公益認定等ガイドラインの記載（37頁）を参考に検討し、ガイドラインにおいて明らかにしていきたいと考えています。
通し 115	<p>(10) 運用はどこまでが事業なのか？を柔軟性を持たせて欲しい。 資金の投資や運用を自らあるいは委託してするのは問題ないとしても、例えば、アパートの土地建物が信託財産であった場合、本来事業と関係ない賃貸経営をしたら収益事業になるのはおかしいし、制度活用にはいかせない。 本来事業として留学生を住まわせれば収益事業ではないのも変。 収益権事態を信託財産とした場合には、信託財産の管理であって、収益事業にはならないようにしてほしい</p>	<p>公益信託については、収益事業等を実施することができない建付けであり、一般的には、収益を目的に不動産の賃貸等を行うことは収益事業に該当すると考えられることについて、御理解いただきたく思います。 そのうえで、公益法人制度においても収益性の高い事業を公益目的事</p>

		<p>業の一部として実施することを許容するなど柔軟な取扱いとしており、御意見も踏まえ、公益認定等ガイドラインの記載（37 頁）を参考に検討してまいります。</p> <p>受益者としての権利は、他の団体の意思決定に関与することができる財産（規則第 9 条第 5 号）とされており、議決権の 50%を超えない範囲で有している場合は、問題とはなりません。</p>
--	--	--